

平成30年第2回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	6	12	火	午前10時	・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・町長提出議案の提案理由説明 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
				休 会	・各常任委員会
第2日		13	水	午前10時	・一般質問
第3日		14	木	午前10時	・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会

第 1 号

6 月 1 2 日 (火)

平成30年2回美里町議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月12日(火)

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名 3番 今田 政行 議員 4番 坂田 竜義 議員

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告 (1)議長

(2)町長

(3)監査委員

(4)宇城広域連合議会議員

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第40号から議案第45号及び報告第1号から報告第3号並びに諮問第1号から諮問第2号）

日程第5 町長提出議案の提案理由説明

日程第6 議案第40号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第41号 美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第42号 平成30年度美里町一般会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第43号 平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第44号 平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第45号 平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員（12名）

1番	高田美千子君	2番	光井博幸君
3番	今田政行君	4番	坂田竜義君
5番	上田孝君	6番	松永正憲君
7番	中川政司君	8番	吉田起登君
9番	上村則幸君	10番	福田秀憲君
11番	濱田憲治君	12番	吉田美好君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	上田隆信君
教育長	吉永公力君	総務課長	吉住慎二君
企画情報課長	下田幸輔君	税務課長	中嶋春彦君
住民課長	山田輝臣君	福祉課長	中村武志君
健康保険課長	松永栄作君	経済課長	宮寄幸仁君
林務観光課長	高田浩幸君	建設課長	長井寿浩君
水道衛生課長	北島浩徳君	会計課長	田上和則君
学校教育課長	坂村浩君	社会教育課長	中川幸生君

5. 事務局職員出席者

事務局長	倉田辰実君	書記	津田里美子君
------	-------	----	--------

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（吉田美好君） おはようございます。

ただいまから、平成３０年第２回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員指名

○議長（吉田美好君） 日程第１、会議録署名議員指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、３番、今田政行君、４番、坂田竜義君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（吉田美好君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

６月１日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、濱田憲治君。

○議会運営委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

去る６月１日、午後２時より中央庁舎議会委員会室において、平成３０年第２回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

出席者は議会より、吉田美好議長、今田総務常任委員長、上田経済建設常任委員長、坂田社会文教常任委員長と私濱田でございます。執行部より、上田町長、吉住総務課長、事務局より、倉田事務局長と津田参事出席のもと開会をいたしました。

なお、上田隆信副町長はインフルエンザのため欠席でございました。

議題としまして、（１）執行部提出議案について、（２）議案提出議案について、（３）一般質問について、（４）日程・会期等について、（５）その他を議題といたしました。

まず、（１）の執行部提出議案については、条例改正２件、平成３０年度補正予算４件、その他報告及び意見を求めることについての５件、合計で１１議案の説明を受けております。

次に、（２）議員提出議案（請願・陳情）について、平成３０年５月３１日受け付けてある、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を審議し、同様の意見書を平成２７年６月議会でも決議しておりますが、熊本県や宇城市及び宇土市も毎年受理をされ、決議されていることを考慮し、議会運営委員会としては受理をし、議会での審議を求めることといたしました。

次に、（３）一般質問についてです。受付順で私濱田、吉田起登議員、坂田議

員、3名から通告があっており、質問順については抽選の結果、最初に坂田議員、次に吉田起登議員、最後に私、濱田の順に決定をしております。

次に、(4) 日程・会期等については、執行部提出議案11件と一般質問3名、発議1件を考慮し、会期を会期予定表(案)のとおり、6月12日より6月14日までの3日間と決定しております。日程の内容につきましては、議案集の平成30年第2回美里町議会定例会会期予定表(案)のとおりでございます。

議会初日である本日6月12日は、平成30年第2回美里町議会定例会議事予定表(案)より、日程第3、諸般の報告、次に日程第4、町長提出議案の一括上程(議案第40号から議案第45号及び報告第1号から報告第3号並びに諮問第1号から諮問第2号)をし、次に日程第5、町長提出議案の提案理由の説明を受け、日程第6、議案第40号「美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第7、議案第41号「美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」の、2案件の内容説明、質疑・討論・採決を行います。

次に日程第8、議案第42号「平成30年度美里町一般会計補正予算(第1号)」から日程第11、議案第45号「平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算(第1号)」までの内容説明を行い、その後休会とし、各常任委員会を各常任委員長の指示のもと実施してまいります。

6月13日、開会2日目は、一般質問を行います。質問順につきましては坂田議員、吉田起登議員、そして私、濱田の順で実施をいたします。

6月14日、開会3日目最終日は、各常任委員会の委員長さんからの報告、質疑を実施します。その後、日程第8、議案第42号「平成30年度美里町一般会計補正予算(第1号)」から日程第11、議案第45号「平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算(第1号)」までを再度上程し、内容説明は既に終わっていますので、質疑・討論・採決を実施します。その後、日程第12、報告第1号「平成29年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から日程第16、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」までの内容説明を受け、質疑・討論・採決を実施します。

最後に、日程第17、発議第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」の提出者の内容説明を受け、質疑・討論・採決をいたします。

以上が、6月1日に行われた議会運営委員会の委員長の報告といたします。

○議長(吉田美好君) 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

皆さんにお諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日6月12日から6月14日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませ

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日6月12日から6月14日までの3日間に決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（吉田美好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から3月定例会以降の報告を行います。

なお、中川前議長分につきましてもあわせて報告をいたします。

まず、3月10日でございます。町内中学校の卒業式が行われまして、議長並びに議員全員が出席をいたしております。

同じく11日、美里町消防点検。カントリーパークで行われております。議長及び全議員が出席をいたしております。

同じく16日、第1回宇城広域連合議会定例会。定例会終了後、第1回宇城広域連合議会全員協議会が行われまして、議長と私が出席をいたしております。

同じく20日、美里町社会福祉協議会の理事会。湯の香苑で行われまして、議長が出席となっております。

同じく22日、町内小学校卒業式。各小学校で行われまして、議長及び全議員が出席となっております。

同じく25日、さくら健康フェスタ in 美里。緑川ダム広場で行われまして、議長が出席をされております。

同じく26日、平成30年第1回美里町議会臨時会が議会議場で行われました。議長及び全議員が出席となっております。

続きまして、27日、美里町交通安全対策協議会評議委員会議が中央庁舎で行われ、議長が出席されております。

28日、公有財産管理運用等審議会。中央庁舎で行われまして、議長と私が出席いたしております。

31日、アートクラフト手づくり展 in 美里。屋内ゲートボール場で行われまして、議長が出席されております。

4月2日、美里町立学校教職員辞令交付式が中央庁舎で行われまして、議長、副議長、社文の委員長が出席となっております。

4月3日、中学校給食試食会。各中学校で行われまして、議長及び全議員出席となっております。

4月6日、美里町戦没者追悼式。文化交流センターで行われまして、議長及び全議員が出席となっております。

4月8日、竹ノ迫阿蘇神社願成祭。竹ノ迫神社で行われまして、議長が出席となっております。

9日、町内中学校入学式。各中学校で行われまして、議長及び全議員が出席となっております。

10日、町内小学校の入学式。各小学校で行われまして、議長及び全議員が出席となっております。

13日、美里町地域婦人会総会。文化交流センターで行われまして、議長が出席されております。

27日、食生活改善推進協議会総会。中央公民館で行われまして、議長が出席されております。

28日、町PTA連合会総会。あ助で行われまして、議長が出席されております。

それから5月1日、美里町議会全員懇談会。これ委員会室で行われまして、全議員が出席となっております。

5月2日、平成30年第2回美里町議会臨時会が議会議場で行われまして、全議員が出席となっております。

5月3日、第23回中学生ソフトテニス美里大会。カントリーパークで行われまして、開会式に私が出席をいたしました。

11日、宇土法人会中央支部会員会議。18時からであります、三浦屋で行われまして、これは濱田副議長に出席を願っております。

5月13日、平成30年緑川水防演習が岩下河川敷で行われまして、議長及び全議員が出席となっております。

14日、熊本県町村議会議長会第1回理事会。これ自治会館で行われまして、私が出席をいたしております。

15日、美里町文化協会の総会が行われました。中央公民館で行われておりまして、私が出席をいたしております。

18日、平成30年度椎葉矢部砥用線整備促進期成同盟会理事会総会が椎葉村で行われておりまして、私が欠席をいたしまして、副議長、各常任委員長が出席となっております。それから、宇城広域連合議会臨時会が広域連合で行われまして、私と光井広域連合議員が出席をいたしております。その後、美里町商工会総会及び懇親会がさかぐちでありまして、私が出席をいたしております。

5月20日、町内中学校体育大会。各中学校で行われておりまして、議長及び全

議員が出席となっております。

21日、ふるさと祭り実行委員会。中央庁舎で行われまして、私が出席しております。

22日、熊本県町村議会議長研修会が自治会館で行われまして、私と局長が出席をいたしております。同日、熊本県町村議会臨時総会が自治会館で行われまして、私と局長が出席をいたしております。

25日、熊本県県議会自民党県連への提出案件の実行運動が県庁で行われまして、私が出席をいたしております。その後、歓送迎会にも出席をいたしております。

26日、第47回中学生女子バレーボール美里大会。総合体育館で行われまして、開会式に私が出席をいたしております。

27日、町内小学校運動会。各小学校で行われまして、私及び全議員が出席となっております。なお、3校共に私がまわっております。

28日、全国町村議会議長副議長研修。これは東京国際フォーラムで行われまして、議長と副議長が出席をいたしております。

29日、熊本県町村議会正副議長国会要望ということで、陳情であります、全国町村会館で行われまして、議長、副議長が出席をいたしております。

30日、平成30年度浜戸川改修促進期成会通常総会が宇城市役所で行われまして、私が出席をしております。

31日、矢部阿蘇公園線整備促進期成同盟会総会が通潤山荘で行われまして、私が出席をいたしております。

6月になりまして、6月1日、第37回宇城地区高等学校野球美里大会、これは開会式に総合運動公園で行われまして、出席をいたしております。それから、その後10時から農業振興促進協議会が行われまして、私が出席をいたしております。午後2時から議会運営委員会。委員会室で行われまして、私と副議長、各常任委員会委員長さんが出席をされております。

それから、6月12日、本日であります、平成30年美里町議会第2回定例会議会議場ということで、議長及び全議員が出席ということでございます。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、私のほうから3月定例会以降の行政報告、諸般の報告をさせていただきます。

なお、大変長くなりますので、要約してお伝え、ご報告をさせていただきます。

まず、3月10日でございます。砥用中学校の卒業式。

3月11日、美里町の消防点検。これには議員皆さまご出席いただきまして、ありがとうございました。

3月14日、宇城地区シルバー文化祭。その後、特別叙勲の伝達式を町長室で行っております。

15日、宇城地区木材需要拡大協議会の積み木の贈呈を、砥用音楽幼稚園で行っております。

16日、宇城広域連合議会の定例会。その後、全員協議会に出席しております。

3月17日、宇城上益城地区合同自衛隊入隊・入校予定者の激励会。そのあと、美里町自衛隊新入隊員の激励会。

3月18日、大岩野の花見会。夕方には若葉会の総会。

19日、美里町地域公共交通活性化協議会。

3月20日、熊本県土地改良事業団体連合会の通常総会。その後、美里町社会福祉協議会の理事会。なお、3月14日から19日にかけて、4地区で調整座談会を行っております。

3月21日、美里町土地改良区の総代会。

3月22日、励徳小学校の卒業式。その後、美里町産業連携協議会の幹事会。そのあと、美里町産業連携協議会の報告会にそれぞれ出席しております。

3月23日、熊本県の町村会の定期総会。

3月26日、第1回の臨時議会。

3月27日、美里町公共交通安全対策協議会の評議委員会。その後、交通指導員会議に出席いたしております。

3月28日、美里町公有財産管理運用等審議会の委員の辞令交付を行いまして、その夜には、下東JAのJA宇城下東青壮年部の中央支部の総会に出席いたしております。

3月30日、美里町社会福祉協議会の評議委員会に出席をいたしております。

3月31日、アートクラフト手づくり展in美里に出席をいたしております。

4月に入ります。4月1日、西山区民体育大会。その後、湧井の峙原区春祭り。そのあと、内園区の花見会に出席をいたしております。

4月2日、地域おこし協力隊の委嘱状の交付式を行っております。昼から、午後から学校教職員の辞令交付式に出席をいたしております。

4月3日、特別叙勲の伝達式。その後、復旧復興会議。お昼には中学校の給食の試食会に出席をいたしております。

4月6日、交通安全祈願祭を行いまして、そのあと、美里町戦没者の追悼式。

4月7日、勢井阿蘇神社春の例大祭に出席いたしております。

4月8日、竹ノ迫阿蘇神社の願成祭。そのあと、公明党熊本県本部第4回の熊本県復興会議、熊本テルサで行われまして、これに出席いたしております。

4月9日、緑川改修期成会の監査。午後から中央中学校の入学式。夕方には、美里町砥用地区和牛生産改良組合の総会に出席いたしております。

4月10日、砥用小学校の入学式。

4月13日、美里町地域婦人会の総会。

4月14日、熊本地震の犠牲者の追悼式に出席いたしております。

4月15日、名越谷阿蘇神社奉納グラウンドゴルフ大会。そのあと、東部支部の球技大会。午後から、三加宮農組合の総会に出席いたしております。

4月18日、町税等併任徴収職員の辞令交付式。夜は、美里町商工会青年部の通常総会。

4月19日、畝野老寿会の定期総会。

4月21日、熊本合同えびね展の表彰式。午後から、ひびきの森大学の開校式にそれぞれ出席いたしております。

4月24日、子牛品評会の表彰式。午後は、J A熊本宇城の下東胡瓜部会の総会。そのあと、熊本県民体育祭の宇城地域大会準備委員会の発会式、宇城市役所で行われまして、出席をいたしております。

4月25日、宇城地域観光推進協議会の総会。

4月26日、J A女性部砥用支部の通常総会。夜は、美里町の体育協会の総会に出席いたしております。

4月27日、美里町食生活改善推進委員協議会の総会。そのあと、嘱託員・嘱託補会議。夕方は、宇城広域消防連絡協議会の意見交換会にそれぞれ出席いたしております。

28日、美里町自衛隊の家族会の総会。そのあと、美里町PTA連合会の総会。そして、J A熊本宇城の女性部の中央町支部の通常総会に出席いたしております。

4月29日、早朝から緑川の日のご清掃活動。そのあと、都原支部の球技大会。そのあと、畝野支部の春季球技大会。そのあと、萱野区民の体育祭。そのあと、白石のふるさと祭りにそれぞれ出席いたしております。

5月に入ります。5月1日です。宇城地区モーモーレディースの会の総会。その後、陽光園のほうからですね、災害用の備品ということで、手動で側溝の蓋が開けるといふ機械といいますか、そういうものを災害用の備品としてご寄贈いただきました。その対応をいたしております。午後からは、議会の議員懇談会が行われております。出席いたしております。

5月2日、改選後初の臨時議会に出席をいたしております。夜は、宇土法人会の

砥用支部の会員会議。そのあと、美里町砥用南園会の総会。

3日、第23回中学生ソフトテニス美里大会。

7日、美里町商工会の女性部通常総会。

8日、緑川改修期成会の役員会、定期総会、それぞれ出席いたしております。

11日、NHKのラジオの番組の公開収録に出席をしたあと、宇土法人会の中央支部の会員会議に出席いたしております。

13日、緑川の水防演習。夜は、消防団の幹部歓送迎会に出席いたしております。

5月14日、宇城管内の出先機関主要事業説明会、地域振興局で行われております。出席いたしております。

15日、熊本県簡易水道協会の理事会、それから総会。午後から、美里町の文化協会の総会。

そのあと上京いたしまして、次の日、5月16日、全国ICT教育首長協議会首長サミットに出席をし。

5月17日、道路整備促進規制同盟会通常総会。その後、命と暮らしを守る道づくり全国大会。それぞれ東京であっております。出席をいたしております。

18日、熊本県治水砂防協会の評議委員会。その後、宇城広域連合議会の臨時議会。夜は、美里町商工会の懇親会、総会のあとの懇親会に出席いたしております。

5月19日、地元アスパラの試食宣伝会を熊本市東区尾ノ上の鮮度市場で行っております。

5月20日、中央中学校の体育大会。そのあと、自衛隊家族会宇城地区協議会の総会に出席いたしております。

5月21日、ふるさと祭り実行委員会の会議。そのあと、宇土人権擁護委員協議会の総会。そのあと、美里町鳥獣被害防止対策協議会の総会。

5月22日、美里町身体障害者福祉協会の定期総会。そのあと、午後から九州治水期成同盟会の定期総会、そして緑川改修期成会の交流会、KKRホテルでありましたので出席いたしております。

5月23日、朝から上京いたしまして、ダム・発電関係市町村全国協議会の理事会、定例総会に出席をしております。

次の日、全国治水砂防協会の通常総会。

そして25日、全国治水期成同盟会の連合会、通常総会、それぞれ東京であっております。出席をいたしております。

帰りまして5月26日、中学生女子バレーボール美里大会に出席をし。

5月27日、中央小学校の運動会。

5月28日、「石段の郷中央」の役員会。そのあと、監査委員さんの坂田議員さんの監査委員辞令交付を行っております。そのあと、愛知県稲沢市との災害時相互応援協定の締結式を行わせていただいております。

次の日5月29日は、朝から札幌で行われました全国簡易水道大会に出席をいたしております。

次の日帰りまして、31日、美里町社会福祉協議会の理事会。午後から、熊本県治水砂防協会の通常総会。

6月に入ります。6月1日、宇城地区高等学校野球美里大会。それが終わりました、地域おこし協力隊の辞令交付式。その後、美里町農業振興地域整備促進協議会の委員の辞令交付式。午後から議会運営委員会に出席いたしております。

6月2日、嵯原のほたる祭り水あかりの鑑賞会。

6月3日、早楠地区、朝8時半から早楠地区の避難訓練。そして夜は、体育協会の浜戸川支部の役員総会。

6月4日、美里町産業連携協議会の幹事会。

6月6日、九州ハイランド活性化協議会の監査。

6月7日、中学校統合問題を考える会の来庁、署名提出を受けております。午後から、美里町の防災会議。

6月8日、美里町の嘱託員・嘱託補会議。その後、美里町地域公共交通活性化協議会。夜は、熊本黒牛改良組合の城南支部の総会。それが終わりました、甲佐町のやな開きに出席いたしております。

6月10日、美里町剣道大会。そしてそれが終わりました、美里町ひとり親会の通常総会に出席いたしております。

大変長くなりましたが、3月定例会以降の行政報告、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。

まず、2、3月分につきまして、前監査委員に報告を求めます。10番、福田秀憲君。

○前監査委員（福田秀憲君） おはようございます。

それでは、平成30年2月、3月分は私が監査をいたしましたので、その報告をいたします。

美里町議会議長、中川政司様。美里町監査委員、遠山史朗、同じく福田秀憲。

例月現金出納検査の結果に関する報告書を提出をしております。

地方自治法第235条の2第1項により、平成30年2月、3月分の出納検査を

行ったので、同条第3項の規定により、その結果を報告をいたします。

検査対象といたしまして、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金について行っております。

検査の時期といたしましては、2月分につきましては3月の23日、3月分につきましては4月の26日に行っております。

検査の結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認めております。

例月現金出納検査の調書を添付しておりますので、それをご覧いただければと思います。

以上、報告書の報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 次に、4月分の報告を求めます。4番、坂田竜義君。

○監査委員（坂田竜義君） おはようございます。

新たに、福田議員に代わりまして監査委員に選任されました坂田でございます。私のほうからは、30年の4月分について検査を行いましたので、報告をいたします。

美里町議会議長、吉田美好様。美里町監査委員、遠山史朗、美里町監査委員、坂田竜義。

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について。

地方自治法第235条の2第1項により、平成30年4月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をいたします。

検査対象といたしましては、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金、計算表は別紙のとおりでございます。

検査の時期といたしましては、平成30年5月28日に行っております。

検査の結果、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認めました。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。

まず、私吉田美好が行います。

平成30年第1回宇城広域連合議会定例会が開催されましたので、報告を行います。日時でございますが、平成30年3月16日金曜日でございます。午前10時開会でございます。場所は、宇城広域連合2階交流プラザでございます。山村議長の開会宣告、森田広域連合長の挨拶、その後、日程に入っております。

日程第1、会議録署名議員の指名ということで、9番吉田美好、10番中川政司

議員を指名されております。

日程第 2、会期の決定は 1 日間でございます。

日程第 3、諸報告、連合長より諸報告がなされました。

日程第 4、一般質問ということでありましたが、通告がなく削除されております。

日程第 5、議案第 1 号、宇城広域連合個人情報保護条例及び宇城広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。採決の結果、全員が賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第 6、議案第 2 号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。採決の結果、全員が賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第 7、議案第 3 号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第 8、議案第 4 号、宇城広域連合火葬場使用料条例の一部を改正する条例の制定について。採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第 9、議案第 5 号、宇城広域連合火葬場条例の一部を改正する条例の制定について。採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第 10、議案第 6 号、宇城広域連合消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について。採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第 11、議案第 7 号、宇城広域連合一般廃棄物処理施設整備工事にかかる総合評価委員会設置条例の制定について。採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第 12、議案第 8 号、宇城広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に関わる、生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の制定について。採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第 13、議案第 9 号、平成 29 年度宇城広域連合一般会計補正予算（第 4 号）について。採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第 14、議案第 10 号、平成 30 年度宇城広域連合一般会計予算について。採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第 15、議案第 11 号、平成 30 年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計予算について。採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

以上で、定例会本会議は閉会をしました。そののち、11 時 10 分から宇城広域

連合議会全員協議会が開かれております。連合長挨拶ののち、議題に入り、消防本部の新築についての説明報告がなされております。内容につきましては、本町議会に明日（１３日）に説明に来られるとのことであります。

以上で、私の報告を終わります。

次に２番、光井博幸君。

○２番（光井博幸君） おはようございます。

宇城広域連合議会議員の報告をいたします。

平成３０年第２回宇城広域連合議会全員協議会が行われました。日時は、３０年の５月１８日でございます。３時から行われております。場所は、宇城広域連合２階交流プラザでございます。開会には山村議長、連合議会挨拶は森田連合長、議題としまして、宇城広域連合議会副議長の選挙について。その他として、平成３０年第１回宇城広域連合議会臨時会の説明があり、閉会いたしました。

次に、平成３０年第１回宇城広域連合議会臨時議会が行われました。時間は、３時３０分から行われました。場所は、宇城広域連合２階交流プラザでございます。出席者は、宇城広域連合議会議員、宇土市から３名、宇城市から５名、美里町から吉田議長、それと私光井でございます。正副連合長３名、事務局から９名、計の２２名で行われます。傍聴者が１人いました。山村議長の開会宣告後に仮議席を指定し、宇城広域連合長の挨拶、宇城市議会、美里町議会の選挙に伴い、新しく連合議員となられた議員を山村議長から紹介があり、その後、議事日程に入っております。

日程第１、議席の指定がありました。

日程第２、会議録署名議員の指名、１番、村田議員、３番、柴田議員を指名されております。

日程第３、会期の決定、当日１日間に決定しております。

日程第４、宇城広域連合議会議員の副議長の選挙について。宇城広域連合議会議員副議長だった中川議員が任期満了により、連合議会を勇退されたため、副議長が欠けたことに伴う副議長の選挙を行いました。山村議長の指名推薦により、長谷議員が副議長に就任されました。

暫時休憩を行い、追加日程第１、議長の辞職の件、山村議長が長谷副議長に議長辞職願を提出されたため、議長辞職について議会に諮り、山村議長の辞職が認められました。

追加日程第２、宇城広域連合議会議長の選挙について。議長が欠けたことにより、議長の選挙を行いました。長谷副議長の指名推薦により、吉田議長が議長に就任されました。

暫時休憩を行い、追加日程第3、同意第1号、宇城広域連合監査委員の選任について。議会選出監査委員だった福田議員の宇城広域連合議員の任期満了に伴い、後任の監査委員に山村議員が選任されました。

以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（吉田美好君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第40号から議案第45号及び、報告第1号から報告第3号、並びに諮問第1号から諮問第2号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。倉田議会事務局長。

○事務局長（倉田辰実君） それでは、議案書の2枚目をお開き願います。それでは読み上げます。

議案第40号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 平成30年度美里町一般会計補正予算（第1号）

議案第43号 平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第44号 平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）

報告第1号 平成29年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 平成29年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第3号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

次のページをお開き願います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（吉田美好君） 日程第5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案いたしております議案は、条例2件、補正予算4件、報告3件、その他2件の計11件でございます。

はじめに、議案第40号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、関係省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について、関係規程の改正を行うものでございます。

次に議案第41号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害公営住宅の建設に伴い、別表の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第42号、平成30年度美里町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,840万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億8,570万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入におきましては、事業費の増加に伴い、公共土木施設災害復旧費負担金を937万円、財源調整のため財政調整基金繰入金を6,790万円、それぞれ計上いたしております。

次に歳出でございますが、総務費におきまして4月に確定いたしました、損害賠償等請求事件にかかる弁護士費用を108万円、商工費におきまして、御坂遊歩道周辺施設整備関連費を1,950万円、土木費におきまして、町道改良関連費を2,200万円、教育費におきまして、中学校統合にかかるアンケート調査費を240万円、災害復旧費におきまして、平成28年豪雨分の災害復旧工事費を1,000万円、それぞれ計上いたしております。また、関係課目におきまして、4月の人事異動に伴う給料、職員手当等の人件費の補正を行っております。

なお、人件費のうち、市町村職員共済組合負担金につきましては、本来、事業所負担率で算定した額を当初予算に計上すべきところを、個人掛金率で算定した額を計上しておりましたので、その差額分をあわせて補正いたしております。計上誤りにつきまして、この場をお借りしてお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、議案第43号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第45号、平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）までにつきましては、4月の人事異動に伴う補正となっております。

ります。

続きまして、報告第1号、平成29年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告から報告第3号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告までにつきましては、関係法令の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

続きまして、諮問第1号及び諮問第2号の、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員2名の任期が平成30年9月30日で満了するため、人権擁護委員法に基づき、委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を午前11時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第6 議案第40号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第6、議案第40号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第40号につきまして、ご説明申し上げます。

美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

平成30年6月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件が拡大され、基準省令第10条第3項第4号の規程が明確化したことにより、関係条例を改正する必要性が生じたため提

案するものでございます。

申し訳ございません。別紙議案第40号資料をお願いいたします。新旧対照表で
ございます。左の欄が改正前、旧でございます。右の欄が改正後、新でございま
す。改正前の第10条第3項第4号中、下線部分「学校教育法の規定により」から
次の段「教諭となる資格」までを改正後、下線部分「教育職員免許法、昭和24年
法律第147号第4条に規程する免許状」に改めます。また同項に次の一語を加え
ます。「第10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長
が適当と認めたもの」

附則でございます。この条例は公布の日から施行するをいたしております。

改正項目1点目につきましては、規定の実質的な内容の変更をするものではな
く、あくまでも教諭となる資格を有する者の規定を、趣旨を明確にするための改正
でございます。現在の教員免許制度では、免許の更新制であるため、一定の期間を
経過した場合、更新講習を受講しなければなりません。今回の改正では、放課後
児童指導員の基礎資格として、教員免許を取得した者であれば、更新講習を受講し
なくても、教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者であることを明確化し
たものでございます。

また改正項目2点目につきましては、5年以上放課後児童健全育成事業に従事し
た者で、町長が適当と認めた者について、放課後児童支援員となることができるよ
う、基礎資格を拡大するものでございます。

以上、議案第40号についてのご説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質
疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第40号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定す
ることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員賛成でございます。

したがって、日程第6、議案第40号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第41号 美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第41号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） それでは、議案第41号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第41号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

美里町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年6月12日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。災害公営住宅建設に伴い、関係条例を整備する必要性が生じたため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町営住宅条例の一部を改正する条例

美里町営住宅条例、平成16年美里町条例第139号の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、説明資料としてお配りしております議案第41号資料新旧対照表により説明させていただきます。

美里町営住宅条例新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。別表第3条関係に堅志田復興団地、永富復興団地の名称及び位置を追加したものでございます。

次に議案書をお開き願います。附則でございます。施行期日といたしまして、この条例は平成30年10月1日から施行する。ただし、事項の規定は公布の日から施行するものとしており、準備行為といたしまして、入居の承認、その他堅志田復興団地及び永富復興団地を共用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるといたしております。

以上で、議案第41号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第 7、議案第 4 1 号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、日程第 7、議案第 4 1 号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度美里町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 0 議案第 4 4 号 平成 3 0 年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 1 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉田美好君） 日程第 8、議案第 4 2 号、平成 3 0 年度美里町一般会計補正予算（第 1 号）から、日程第 1 1、議案第 4 5 号、平成 3 0 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 1 号）までの 4 案件についてを、一括して議題としたいと思います。

皆さんにお諮りします。日程第 8、議案第 4 2 号から、日程第 1 1、議案第 4 5 号までの補正予算 4 案件についてを一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 8、議案第 4 2 号から日程第 1 1、議案第 4 5 号までの 4 案件を一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質問・討論・採決は最終日に行うことに決定をしました。それでは、日程第 8、議案第 4 2 号から日程第 1 1、議案第 4 5 号までを一括議題とします。

まず、議案第４２号、平成３０年度美里町一般会計補正予算（第１号）の内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） それでは、議案第４２号につきましてご説明申し上げます。

別冊の、補正予算書の１ページをお開き願います。

議案第４２号、平成３０年度美里町一般会計補正予算（第１号）

平成３０年度美里町の一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７，８４０万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ７１億８，５７０万１，０００円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成３０年６月１２日提出 美里町長 上田泰弘

５ページをお開き願います。

第２表、地方債補正でございます。過年発生公共土木施設等補助災害復旧事業につきまして、限度額を３６０万円から４１０万円に変更いたしております。

８ページをお開き願います。

事項別明細書の２の歳入でございます。

１番上の枠でございます。款の１３国庫支出金、項の１国庫負担金、目の３災害復旧費国庫負担金の説明欄、公共土木施設災害復旧費負担金（Ｈ２８災豪雨分）につきましては、工事費の増額に伴い、９３７万円を計上いたしております。

次の枠でございます。款の１４県支出金、項の２県補助金、目の４農林水産業費兼補助金の説明の欄でございます。水田産地化総合推進事業費補助金につきましては、関連事業の需用費補助金の財源といたしまして、５８万８，０００円を計上いたしております。

次に、下から二つ目の枠でございます。款の１７繰入金、項の１基金繰入金、目の１基金繰入金の説明欄でございます。財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため６，７９０万円を計上いたしております。

次に、１番下の枠でございます。款の２０町債、項の１町債、目の９災害復旧債の説明欄。過年発生公共土木施設等補助災害復旧事業債につきましては、工事費の増額に伴い、５０万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

事項別明細書の３の歳出でございます。

今回の歳出予算につきましては、４月の人事異動に伴い、給料、職員手当等、共済費につきまして、関係課目の補正を行っております。

なお、共済費につきましては、算定誤り分を含めて補正を行っております。大変申し訳ございませんでした。

それでは、歳出予算の主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、９ページの二つ目の枠でございます。款の２総務費の項の１総務管理費の目の１一般管理費の節の１２の、法人用賃貸住宅総合保険保険料１万２,０００円、その下の災害派遣職員宿舍更新手数料１万７,０００円につきましては、稲沢市派遣職員の派遣期間の延長に伴う宿舍関連費となっております。

次にその下、節の１３委託料の訴訟弁護士委託料１０８万円につきましては、４月に確定しました損害賠償等請求事件にかかる弁護士費用でございます。

１３ページをお開き願います。

１番上の枠でございます。款の４衛生費の項の１保健衛生費の目の５環境衛生費の節の１９負担金補助及び交付金の宇城広域連合負担金（環境衛生費）２３５万１,０００円につきましては、宇城広域連合の機構改革及び人事異動に伴うものでございます。

１４ページをご覧ください。上の枠でございます。款の５農林水産業費の項の１農業費の目の４農業振興費の節の１９負担金補助及び交付金の、水田産地化総合推進事業費補助金４４万７,０００円につきましては、農業再生協議会への補助金でございます。

次に、下の枠でございます。款の５農林水産業費の項の２林業費の目の１林業総務費の節の７賃金の、非常勤職員賃金９７万２,０００円につきましては、森林環境税導入に伴う林地台帳整備にかかるものでございます。

１５ページをお開き願います。上から二つ目の枠でございます。款の６商工費の項の１商工振興費の目の２観光振興費の節の１３委託料の御坂遊歩道周辺施設整備工事管理業務委託料１５０万円。節の１５工事請負費の御坂遊歩道周辺施設整備工事１,８００万円につきましては、石段のトイレの洋式化、撤去、バイオトイレの導入にかかるものでございます。

１６ページをご覧ください。１番上の枠でございます。款の７土木費の項の２道路橋梁費の目の３道路新設改良費の節の１７公有財産購入費の、用地購入費５０万円につきましては、町道名越谷線の改良に伴うものでございます。

次に、その下でございます。節の２２補償補填及び賠償金の立木等補償費２,１５０万円につきましては、町道名越谷線町道中郡線の改良に伴うものでございま

す。

次に、1番下の枠でございます。款の9教育費の項の1教育総務費の目の2事務局費の節の11需用費の消耗品費1万1,000円、節の12役務費の郵便料7万6,000円、節の13委託料の中学校統合アンケート調査業務委託料240万円につきましては、中学校統合にかかるアンケート関連費でございます。

17ページをお開き願います。上の枠でございます。款の9教育費の項の2小学校費の目の1学校管理費の節の11需用費の修繕料（中央小学校教育関係）97万2,000円につきましては、中央小学校の雨漏りにかかるものでございます。

18ページをご覧ください。1番下の枠でございます。款の10災害復旧費の項の1農林水産業施設災害復旧費の目の1農用地等災害復旧費の説明欄、農用地等災害測量設計委託料100万円につきましては、農災復旧工事箇所の農地の境界の復旧をするものでございます。

19ページをお開き願います。款の10災害復旧費の項の2公共土木施設災害復旧費の目の2国庫負担災害復旧費の災害復旧工事（H28災豪雨分）1,000万円につきましては、実施設計時の物価上昇並びに事故繰越事業の設計変更によるものでございます。

以上で、議案第42号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第42号の内容説明を終わります。

次に、議案第43号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第43号についてご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開き願います。

議案第43号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度美里町の砦用西部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,161万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月12日提出 美里町長 上田泰弘

次に、4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。繰入金一般会計繰入金につきましては、

歳出予算の増加に伴い、６９万６,０００円の増額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。総務費の一般管理費におきましては人事異動に伴い、人件費の給与、職員手当等、共済費につきまして、合計６９万６,０００円を増額しております。

以上で、議案第４３号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第４３号の内容説明を終わります。

次に、議案第４４号、平成３０年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第４４号についてご説明いたします。

別冊補正予算書１ページをお開き願います。

議案第４４号、平成３０年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成３０年度美里町の砵用東部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５６万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１億４６万９,０００円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成３０年６月１２日提出 美里町長 上田泰弘

次に、４ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。繰入金、一般会計繰入金につきまして、歳入予算の増加に伴い、５６万７,０００円の増額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。総務費の一般管理費におきましては人事異動に伴い、人件費の給与、職員手当等、共済費につきまして、合計５６万７,０００円増額しております。

以上で、議案第４４号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第４４号の内容説明を終わります。

次に、議案第４５号、平成３０年度美里町生活排水特別会計補正予算（第１号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第４５号についてご説明いたします。

別冊補正予算書１ページをお開き願います。

議案第４５号、平成３０年度美里町生活排水特別会計補正予算（第１号）

平成３０年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,982万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月12日提出 美里町長 上田泰弘

次に、4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出予算の増加に伴い、3万1,000円の増額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。総務費の一般管理費におきましては人事異動に伴い、人件費の職員手当等につきまして、3万1,000円増額しております。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第45号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会とし、このあと、午後1時から各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は、委員長の指示により散会していただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、このあと午後1時から、各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は、委員長の指示により散会していただくことに決定しました。

なお、各常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第1会議室、社会文教常任委員会は第2会議室をご利用ください。

明日13日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前11時39分

第 2 号

6 月 1 3 日 (水)

平成30年第2回美里町議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月13日（水）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番 （1） 4番 坂 田 竜 義 議 員

順 番 （2） 8番 吉 田 起 登 議 員

順 番 （3） 11番 濱 田 憲 治 議 員

2. 出席議員（12名）

1 番 高 田 美千子 君

2 番 光 井 博 幸 君

3 番 今 田 政 行 君

4 番 坂 田 竜 義 君

5 番 上 田 孝 君

6 番 松 永 正 憲 君

7 番 中 川 政 司 君

8 番 吉 田 起 登 君

9 番 上 村 則 幸 君

10 番 福 田 秀 憲 君

11 番 濱 田 憲 治 君

12 番 吉 田 美 好 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長 上 田 泰 弘 君

副 町 長 上 田 隆 信 君

教 育 長 吉 永 公 力 君

総 務 課 長 吉 住 慎 二 君

企画情報課長 下 田 幸 輔 君

税 務 課 長 中 嶋 春 彦 君

住 民 課 長 山 田 輝 臣 君

福 祉 課 長 中 村 武 志 君

健康保険課長 松 永 栄 作 君

経 済 課 長 宮 寄 幸 仁 君

林務観光課長 高 田 浩 幸 君

建 設 課 長 長 井 寿 浩 君

水道衛生課長 北 島 浩 徳 君

会 計 課 長 田 上 和 則 君

学校教育課長 坂 村 浩 君

社会教育課長 中 川 幸 生 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 倉 田 辰 実 君

書 記 津 田 里美子 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、那須主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（吉田美好君） 日程第１、一般質問を行います。

通告があつておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め１時間以内となっておりますので申し添えます。

４番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○４番（坂田竜義君） 議長。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） 通告に従いまして、一応５点にわたりましてお尋ねをしたいと思っております。

まず、復旧復興計画のちょうど折り返しになりますので、その関係。それから２点目は地方創生の関係。３点目、臨時非常勤職員の雇用の関係。それから４点目にサクラ化学の関係。５点目に励徳小学校の桜の伐採について。５点にわたって質問をいたしたいと思います。

まず１点目の、この復旧復興計画が平成２９年から３１年までの計画期間ということで、新たに昨日、実施計画の新しいものが配付されまして見たところでございますけれど、ちょうど県におきましても、この復旧復興プランの折り返しというところですね、いろいろ議論がされておるところでございます。で、復旧復興計画のちょうど中間的な今、年になりますので、その中間総括ということですね、４点にわたってお尋ねいたしますが、まず１点目は、この住まいと暮らしの再建をはじめ、基本目標の４項目というのが設定されておりますけれど、その進捗状況はどうなっているかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 住まいと暮らしの再建をはじめ、基本目標４項目の進捗状況は、というご質問でございます。

平成２８年、先ほど議員もおっしゃいましたが、熊本地震及び豪雨災害を受けまして、平成２９年３月に本町の復旧復興への道しるべとして、美里町復旧復興計画を策定いたしております。この計画は、復旧復興を通じて、本町の町づくりをいち早く進めていくものとして策定したものでございまして、平成２８年度発災後より

住まいと暮らしの再建、それから社会生活基盤の整備、地域経済の復興、防災力の強化、この4つの基本目標を掲げ、それらを着実に実現していくために、毎年度主要な事業のスケジュール等を明らかにし、進捗管理に取り組んでいるところでございます。

なお、平成29年度までにおける進捗状況をここですべてご報告いたしますと、かなりの時間を要しますので、現時点における課題であったり、あるいは、主なものについてご報告を申し上げたいというふうに思います。

まず、基本目標の1番であります、住まいと暮らしの再建における宅地被害復旧支援につきましても、見込みも含みますが、申請件数の約60件に対しまして、約5割の完了にとどまっている状況です。

基本目標の2番、社会生活基盤の整備におきましては、道路橋梁等においては現在72%の進捗であります、河川災害におきましては、30%の進捗となっております。

次に、基本目標3、地域経済の復興における農地農業用施設の復旧につきましても、これは約3割にとどまっており、林業施設におきましては、約7割の復旧実績となっております。

最後に、基本目標4、防災力の強化におきましては、住民自らの避難行動の啓発を兼ねたハザードマップを本年3月に全戸配布を行い、住民の皆さまへの周知を図ったところでございます。あわせて、各避難所において、非常時の通信連絡や情報取得のために、スマートフォンなどから無料でインターネットに接続できる、フリーWi-Fiをそれぞれの避難所に、主立った避難所に設置をしたところでございます。以上、主立った項目についてご報告を申し上げましたが、ハード面、例えば河川でありましたり、農地災害の復旧等におきましては、非常に難しい、手こずっているというような状況でございます。

○4番（坂田竜義君） 議長。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 住まいと暮らしの関係では転居費用の助成、民間賃貸住宅入居支援、それから住宅ローンの利子助成、リバースモーゲージ、こういった項目について12月でしたかね、質問した中で答えをいただいております。

県の資料を見ますとですね、やっぱりかなり進んでおりますけれど、このリバースモーゲージの関係がですね、非常にあの死後に物件を手放すことへの抵抗感があるということで、ほとんど進んでないというような県の資料も見たとところでございます。

今、基本目標を設定されて鋭意努力されて、今進捗状況もお聞きしておりますけ

れど、特にまだ農地がですね、今私らの住んでるところでも当然災害査定は済んでおりますけども、手つかずのところがいっぱい出ております。ですから、31年度の計画年度までに終わるかどうかが心配する人たちもおられますけれど、一つはその業者がですね、手一杯の仕事量を抱えておるということと、人夫がいない、あるいは機械が足りない、そういったいろんな事情があると思いますけども、ぜひともこの計画年度までに農地のほうもですね、ぜひ復旧・復興に向けて努力をしていただきたいと、このように思っております。

中間総括について、おおまかな今、個別にいっぱいですね、全項目についてどうこうっていうことをお尋ねをすることは無理なんです、お答えを求めるのは無理なんです、全体的な復旧・復興計画での中間総括ということについてですね、もう概要概括で結構ですから、そのあたりについてお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 中間総括、それから今後の取り組みということでございますが、その前に先ほど議員がおっしゃいましたリバースモーゲージにおきましては、平成29年度は申請はやっぱりゼロだったそうでございます。なかなかこれは田舎でですね、先祖代々の土地をとというのは、なかなか難しいのではないかなと思っているところです。

そこで中間総括でございます。まずは、やはり早期に計画の完遂に向けて努力しなければならないというのが一番の思いでございます。おおまかな、それぞれに計画目標がありまして、一概にボンというのはなかなか難しいところではございますが、現在のところ、ソフト面とハード面の一部では順調に推移しているのではないかな、特にソフト面におきましては、少しずつではありますが、計画どおりに進んでいるのではないかなと思っております。

しかしながら、河川災害であったり、先ほど議員もご指摘をいただきましたが、農地災害においては、人手不足等が影響して、低い進捗率となっているところでございます。非常に厳しい状況下ではありますが、引き続き早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

また、応急仮設住宅の継続利用を図るための改修であったり、災害公営住宅の建設、あるいは防災拠点となる庁舎の機能強化を図るために、中央庁舎の非常用電源の整備であったり、備蓄倉庫の建設ということにも、今後はしっかり取り組んでいく、そういう予定としているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 今の状況は分かりましたが、例えば工事をするときですね、いくつかの区長さん方からちょっとお聞きしておりますのは、要するに土捨て場で

すね、泥置き場、泥置き場はやっぱある程度その地区地区にやっぱつくってほしいと。というのが、もうえらい遠くに運ばないかん、そういった状況があるので、できるだけ場所も探すのも簡単にいかないかもしれませんが、やっぱ、ある程度集落単位くらいに土捨て場をちゃんと、そら無理かもしれん、だけんいくつかの集落ごとにですね、土捨て場をやっぱ近くに置いとかないと、その運ぶコストだけでも大変じゃないかというような意見も出されておりますので、ぜひその復旧工事にあたってはですね、そういう点もぜひ考慮していただきたいと思います。

それから3点目は、県内の自治体職員のメンタルヘルス健康調査結果というのがですね、4月27日の熊日に出ております。これは労働団体が実施して、医師も賛助されておりますけれど、要するに、まだこれは10の市町村の地震を経験した職員3,732人にアンケートを取ったということで、例えばうちの町は含まれてはおりませんが、大きないくつか特徴的な部分が出ておりますが、強いストレスのあとに現れる代表的な症状ということで、地震のことを思い出すとそのときの気持ちぐぶり返してくるという職員がですね、23.6%、そういった回答。それから、睡眠の途中で目が覚めてしまうというのが20.5%、心の問題で休職や退職した人が職場で増えた、そういうふうに感じているというのが22.1%と、こういった事例が出ております。また、自治体による心理的なケアはあまり行われなかったという回答がですね、37.8%にのぼっているわけです。ですから、非常に自治体側の職員に対するそういうお世話というかですね、ケアっていうか、そういったものが非常にアンケートを見る限りは不足していると、こういった調査結果が出ております。

また職場に余裕がなく、回答自体も職場に余裕がなく、回答自体が対応できなかったっていう答えも30何パーセントか出ているということで、非常にまだ仕事に追いまくられてですね、非常にそういう心の余裕がないと、こういう状況ではないかと。

当町におきましてもですね、そういう点について何か特別、もちろんアンケートの対象にはなっておりませんが、そういった現状について、どういう現状であるか把握できているならばですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

職員のメンタルヘルス対策についてのお尋ねかと存じます。これまでに職員向けのメンタルヘルス対策につきましては、震災以前から申し上げますと、平成25年に一度、それから、震災後の平成28年7月に研修会を開催をしております。その後は同年から始まりました、ストレスチェックを毎年度実施しているということで、

その対策を講じてきているところでございます。

議員からご指摘がありました、新聞報道にありました自治体職員のアンケート調査につきましては、本町は対象にはなっておりませんが、ただいま申し上げました、28年の7月に実施しました研修会後にアンケートを取っております。この中では、研修を受講して気持ちが楽になったという肯定的な意見があった一方で、なかなか疲れが抜けない、あるいは限界を感じるというようなストレスを抱えている様子や、メンタルヘルスケア対策が不十分ではないか、とを感じるという意見も寄せられているところでございます。

いずれにしても、まだまだ復旧復興半ばでございますので、職員のメンタルヘルス対策につきましては、今後とも重要性を認識し、ストレスチェックやメンタルヘルス研修などの実施など、効果的な対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 独自でアンケートを取られたということでありまして、その実態は把握されて対応されてるということでもあります。

特に熊本市の職員、あるいは県職員でもですね、もう30人以上の人たちが、うつ病で休んでるとか、いろんな話を聞きます。それは特に、地震がひどかった益城とかですね、南阿蘇、西原、こういったところはもっとうちの町に比べればですね、実態としてはひどいのかなというふうに思います。十分職員に対するメンタルヘルスについてもですね、配慮いただきたいと思います。とお尋ねしております。

最後に4点目の、災害時計画の重要6要素ということでお尋ねいたします。これも4月16日の熊日新聞に「災害時計画の重要6要素で、全部の6要素を規定しているのは12の市町村だけでしたよ」と、こういう結果が出ております。

当町におきましては、電気、水、食料、燃料の確保にバッテンがついてるものですね、それと重要な行政データのバックアップ、この2点についてできてないという、この新聞の調査結果が出ております。これ特別理由があるのか、そういった今指摘された部分についての現状、それから対応、今後どうされるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

災害時計画の重要6要素についてのご質問でございますが、災害時計画には地域防災計画並びに地域防災計画を基本とする六つの個別計画がございます。

その内の一つに、災害時であっても適切な業務執行を行うことを目的とした、業

務継続計画というのがございます。この計画には重要な6要素を中核として構成するということになっております。一つ目が、町長不在時の代行順位。二つ目が、本庁舎が使えない場合の代替え庁舎。三つ目が、電気、水道、食料等の確保。四つ目が、多様な通信手段の確保。五つ目が、重要な行政データのバックアップ。六つ目が、非常時優先業務の整理となっているところでございます。

本町におきましては、報道でもございましたとおり、このうちの三つ目、電気、水道、食料等の確保については、現在規定ができておりません。これにつきましては、平成31年度に中央庁舎の非常用電源の整備、また、今年度に予定しております備蓄倉庫の整備後に水、食料などの備蓄品の整備を予定しておりますので、その段階で規定をしたいというふうに考えているところでございます。

なお、行政データのバックアップにつきましては、新聞報道で規定ができていないということになっておりましたが、その後の実態調査を行いまして、現在は業務継続計画のほうに規定を完了しているというところでございます。また、規定ができていない項目につきましては、今後職員向けの行動マニュアルの作成が可能かなどの研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） よろしく取り組み方、お願いしときたいと思います。

それでは、次の2点目に移っていききたいと思います。

地方創生政策の今後のあり方ということでございますけれど、地方創生のいわゆるその総合戦略という部分についてですね、総合戦略は2015年から5年間ということでございます。

お尋ねするのはですね、2017年の11月に地方自治総合研究所というところがですね、全市町村にアンケート調査を行いまして、地方版総合戦略の策定に関する調査を行っております。それに基づいて、その結果に基づいていくつかの点についてお尋ねをしたいと思います。総合戦略については、この年度ごとの数値目標まで設定してですね、KPIということでもう逐次実施状況を点検していくような、そういう仕組みになってるかというように思いますが、この総合戦略の進捗状況については別途、今日はお尋ねしませんけれど、別途にまわしたいと思っております。

1点目お尋ねは、総合戦略の外部委託ですね。これは当町も当時の予算が国から1,000万でしたか、予算がきまして、外部委託をされておるところでございます。こういった外部委託をした理由ですね、これもアンケートでお答えなっとるかと思っておりますけれど、これについてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） お答えいたします。

ご質問の件につきまして、「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年12月に施行されまして、同法律第10条に市町村の努力義務として、人口動態や産業実態を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生」にかかる施策についての基本的な計画を策定するよう求められたものでございます。ちょうどその同時期にです、町の最上位計画となります第2次振興計画の策定も重なり、町の最上位計画・第2次振興計画と人口ビジョン総合戦略の一体化を図ることも大きなポイントとなっておりました。第2次振興計画が総合的な町づくりの基本として、そのほか人口ビジョン総合戦略、今回のものですが、それが実質的な政策を一体となって推進していくものでございますので、整合性を図ることも当然ながら重要なことでありました。

このことから、限られた人員と期間の中で、三つの業務をほぼ同時期に進めていくためには、立案のための各種調査、データ分析スキル、現行計画の評価スキルがあり、実績経験が豊富で専門的な助言やスムーズな策定の執行を図ることができるコンサルティングの支援を受けることとし、外部委託を行ったところでございます。この策定にあたりまして、コンサルが各種データ分析を行う間に地方創生関連組織、地方創生推進本部会議や総合戦略策定部会を町内に立ち上げまして、担当部局では綿密な協議を行ったところでございます。結果策定にあたりましては、担当課では現状の職員数による効率的な業務を図ることができたところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 一応、この調査結果によりますとですね、全自治体の78.6%が外部のコンサル等に委託したと。逆に言うと、残りの21.4%ですか、これはもう独自でつくったと。こういう調査結果になっております。

要するに皮肉なのはですね、外部委託をした市町村よりも、しなかったところですね、総合戦略の内容について、肯定的に評価をしているという調査結果が出ております。また、東京に本社を置くコンサル会社がですね、件数・金額とも過半数を取ってるということで、地方創生とかいろいろ、地方どうのこうのと言う割にはですね、東京及び東京周辺の業者が一手にコンサルの業務を請け負ってると、こういう皮肉な結果もですね、東京一極集中というか、業者の総合戦略の策定費用についても当然それが集中していったらですね、東京に集まると。こういうようなことはちょっと皮肉な結果に出ております。また、そういうことで交付金事業の多くが地域外に還流したということで、地元にとどれだけお金の面でですね、貢献したのかということについては、きちんと一定の総括が必要じゃないかなと、このように思っておるところでございます。

また、2点目にお尋ねですが、県との関わりですね。総合戦略策定過程において、県はどの程度いろんなアドバイス、職員派遣するとかいろんな方法が見られますけれども、うちの町にとりましては、県の関わりってというのはどういった面であったかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） お答えいたします。

ご質問の件ですが、策定の過程におきまして、県の市町村課において地方創生連絡会議を定期的で開催されております。その時点で、各自治体の進捗状況や、情報などを積極的に提供いただいたところでございます。また、近隣自治体、上益城、下益城でございますけれども、近隣自治体と策定に向けた検討会を定期的に行いましたが、県からも担当者に参加いただきまして、側面から指導・助言をいただいたというところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 全体的な調査結果によりますと、地方分権改革の中で対等平等ということですね、国県から事務あるいは権限委譲が進んでおりますけれども、合併で市町村数が大幅に減りまして、県ごとの対応の違いってというのがですね、はっきりと出てきているように調査結果出ております。手厚くやっているところ、職員を派遣してですね、計画策定に携わらせたところ、あるいは研修会・検討会を県が自ら何度も主催をしてですね、計画策定に力を入れたところ、あるいは県独自のツールとかフォーマットを提供しているところ、交付金申請の技術的な助言等々ですね、かなり県によりましては手厚くですね、この総合戦略の策定に力を入れてきたところもあるわけございまして、その点で熊本県の場合はどうだったかなと、少し今お聞きする限りでは他県と比べてですね、少しまあ弱かったのかなという感じが、今聞いてしたところでございます。また、市町村の担当者によらず、いろいろなアンケート、尋ねておられますけれども、地方創生の政策について、概ね肯定的に全体的に受け止めているということでございますが、事務量について、非常に強い負担感を抱いていると。結局そういうことでものすごいっぱいですね、KPIだ、何だかんだといっぱい宿題を負わせられて、計画つくんなさいってお金は1,000万あげるからと言われてもですね、ものすごい事務量、人手ももちろんいるでしょうし、そういった関係で78%の自治体がやっぱりコンサルにですね、委託をしたと。そういう実情じゃないかなと、まあこのように思っております。いろんなそのアンケートの意見の中にですね、交付金の硬直的運用など国のトップダウン的姿勢に対する批判、あるいは、そもそも人口減対策ちゅうのは本来的にはやっぱ国が

すべきじゃないかというふうに自治体の職員はかなり思ってるというような調査結果が出ております。

それから、市町村の要望が国に届きやすくなっているという反面、国からの統制が非常に強いと、そういうふうに感じていると、まあこれはアンケートに答えた職員の自由意見欄に書いてある部分ですね。そういう状況がですね、結果で出ているところであります。

3点目にお尋ねですが、いわゆる分権改革はですね、この権限委譲とか美しい言葉で言われますけれど、要するに権限は委譲してもですね、財源あるいは人の部分の保証は十分されてないというのが現状だろうと思いますが、この本町におきましてですね、その点についてはどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） お答えいたします。

本策定にあたって、本策定に限ってでお話をいたしますと、本策定にあたります職員につきましては、先ほど申し上げましたように、限られた人員で行うものであり、あと同時期の第2次振興計画もございましたので、あわせてコンサルに委託したところでございます。

それによりまして、外部委託により策定業務全般の効率化が図られ、現状の人員により対応し、策定に至ったところでございます。

また、財源につきましては、策定にあたり地方創生振興型交付金、これ10分の10でございますけれども、これにより予算の措置は交付金により図られたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、議員のほうからのご指摘がありました、人的とか財源の話もありましたが、今、担当課長のほうからも説明がありました、委託に対するですね。現状の人員により対応をし、策定に至ったとありましたが、裏を返せばやはり委託をしなければですね、非常に厳しい状況であつたんじゃないかというふうに考えております。行革によりまして、この職員の数というのはかなり減っているところでありますけれども、これも先ほどおっしゃいましたが、非常に計画がですね、ものすごく増えてきております。特に地震後、あるいはいろんなところで豪雨災害が起こったりしたあと、やはり、どんどんどんどんそういう計画をつくんなさい、で計画をつくったその計画に基づいて予算を配分しますよみたいなところもありますので、非常に事務量がですね、増えてきているというようなことが今の現状であろうというふうに考えるところでございまして、人間がたくさんいればですね、それ

は余るっていうことは良くないかもしれませんが、たくさんいれば、それは委託しなくても良かったのかもしれませんが、今の現状ではなかなか人的には非常に厳しいと、まあ財源におきましては、この地方創生に関しては、最初の策定に関しては10分の10きたわけでありまして、今後どうなるかっていうのは、しっかり注視していかなければいけないと考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） やっぱりですね、地方分権改革の結果、国から地方へ移されたのは事務と責任ばかりというふうに言われておりまして、権限を裏付ける財源の委譲は進まず、むしろかなり切り詰められてきたんじゃないかと思います。

その結果、将来的見通しの立たないまま財政運営を強いられているっていうのがですね、現状じゃないかというふうに考えます。人員削減が今までですね、どんどん進められた上に、残された人員も厳しさを増す職場環境であると、このように思いますし、この自治体を人口減少対策の主体として位置付けて総合戦略の策定を要求する一方、権限財源を移さずに、むしろ国へ吸い上げているような実態も一面ではあると思います。

この点ぜひ今後ですね、町村会6団体等を通じまして、国に対してですね、ぜひそういう意見要望はですね、ぜひ、あげていただきたいとこのように思います。

地方創生ということで言葉が出ましたすぐ後にはですね、いわゆるアベノミクスの3本の矢、公共事業、大胆な金融緩和、成長戦略、第2ステージが出されまして、そのもうすぐあと、一億創生って言われたあとにもう地方創生になったり、一億総活躍っていうのがぽんと出て、で今度は働き方革命だ、人づくり革命だって、とにかく1年ごとにメニューが変わってですね、もう何がメインなのかというのが我々も分からないくらいに、次から次に言葉が踊るといって出てくる。そういうことでいいのかなと、もう本当に選挙向けだけにやられているのかどうか分からんけれども、やっぱりじっくり自治体側としてはですね、じっくりこの腰を落ち着けて、もちろんこの財源をきちっと求めなければなりませんけれども、そういった点はじっくり落ち着けてやっぱ、当町に合ったですね、やっぱ政策の実現ということについてはぜひやっていただきたいと、努力していただきたいと、このように思うところでございます。

続きまして3点目の、臨時非常勤職員の雇用、処遇改善についてお尋ねをいたします。一応、2017年5月11日に地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われまして、臨時非常勤職員の任用、根拠の整理、会計年度任用職員の新設、非常勤等職員の大多数がこれに位置付けられるというようなことでございます。

総務省ではですね、この会計年度任用職員制度導入に向けた事務処理マニュアル

というのを作りまして、２０２０年４月１日からの法施行に向けまして、今着々と準備を進めていることでございます。２０１９年から募集開始する場合に、遅くとも２０１９年２月議会までにはですね、この成立が必要だと、こういうことでいろんな指導がされているというふうに思っております。

この総務省が、速やかな実態調査の実施ということで求めていますけれども、例えば、それはもう年度中に何人いたかとか、会計年度以降の見込みの関係と給与、実態等々についてですね、今総務省からの調査があつてるといふふうに思います。

また、現行制度でとりあえず総務省が調査を求めている件について、どのような今現状にあるかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

会計年度任用職員制度についてのお尋ねでございます。この制度につきましては、昨年の地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、一般職の会計年度任用職員制度の創設、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化、あわせまして、会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給が可能とされたところでございます。

本町における作業の進捗状況につきましては、現在任用しております臨時非常勤職員５４名の任用根拠などの実態把握、調査が終了したところでございます。

今後につきましては、人事給与システムの改修、期末手当を含む新たな給与水準の設定、それに伴います地方財政措置、近隣自治体との調整など、まだまだ様々な課題はございますけれども、勤務条件等の検討、それから職の再設定などの作業を進めまして、遅くとも平成３１年９月までには関係条例、規定の整備を終えたいと考えているところでございます。

国のマニュアルでいきますと３１年、町でいきますと３月の議会までに規定の整備というスケジュールを引いてありますけれども、それにつきましては、３１年の春から新しい制度での募集をかける場合のスケジュールでございますので、本町におきましては、例年秋くらいからの募集になりますので、遅くとも平成３１年９月までには規定を整備したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） 今、現状については分かりましたが、２点目、現行制度において自治体でできることということでお尋ねしますが、２０１４年７月総務省通知によりますと、通勤手当、時間外手当、不適切な空白期間是正、休暇制度、研修等についての処遇改善、雇用の年限、給付休暇制度ですね、こういったものを含めて総

務省の通知が来ておるとおもいますが、この現行制度においての自治体でできることについて、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

現行制度において自治体でできることということでございますけども、現行制度における臨時非常勤職員の処遇改善につきましては、ただいまご指摘いただきました平成26年の総務省通知に基づきまして、必要な対応を図ってきたところでございます。

平成27年に通勤費用の支給、また夏期・年次有給休暇の創設、平成28年には、ストレスチェックの導入も非常勤職員のほうに導入をしているところでございます。

また、平成29年には全職種におきまして、賃金の改善を行ったところでございます。

新制度まで2年足らずではございますけども、賃金につきましては人事院勧告、あるいは最低賃金の改定状況などの影響を受ける場合がございますので、近隣自治体の対応状況により、更に改善する必要がある場合におきましては、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目の国への要請事項ということですが、今現状でですね、きちんと法律改正までして、総務省の通知まで度々通知を発出してですね、自治体にいろんなことを求めておりますけども、必要な財源措置がですね、きちんとその、まあとりあえずは何かしているようなんですけども、将来にわたりまして、地方財政計画に盛り込むとかそういった措置がされていないように見えます。

今後、同一労働・同一賃金・働き方改革等の趣旨に沿ってですね、きちんと将来にわたる財源措置、具体的には地方財政計画にきちんと盛り込むような要請ですね、そういったことをきちんと国に対してすべきではないかと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 新しい制度の導入にかかる国への要請事項についてでございますけども、先ほど総務課長がご説明を申し上げましたが、新制度を導入するにあたりましては、人事給与システムの改修、期末手当を含む新たな給与水準の設定、そして、これ非常に重要だと思うんですが、近隣自治体との調整、なぜならば、ほかの近隣の自治体、他の自治体が非常に優遇をされるのに、美里町は給料が安かった

ということになれば、優秀な人材が流れてしまうというようなこともございますので、そういった意味では近隣自治体との調整など様々な課題がございますし、やはりこれらをしっかりと解決するためには、財源の裏付けというものはかなり、絶対に必要な条件であろうというふうに考えております。

こういったことにつきましては、各地方公共団体からも国に対して統一した制度対応、並びに地方財政措置というものを求める声があがっておりますし、本町におきましても、議員がおっしゃいましたように、県であったりあるいは町村会を通じまして、新制度における諸課題への適切な対応等、国にしっかりと要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） せっかくですね、法改正、いろんな通知をしてやれやれって言うんだからですね、この財源措置をきちんとしてもらわなければですね、それはもう自治体としてはできないわけですからですね、その点については、特に国に対する要請はお願いしておきたいと思います。

続きまして、4点目のサクラ化学の現状についてをお尋ねをいたします。実は昨年の9月8日でしたかね、サクラ化学の開場式というのが行われまして、夜にはパーティーもありましたし、そのあと9月、その開場式の終わった後だったと思いますが、こういうチラシが出たですね。新聞の折り込みチラシが出たわけですよ。これには正社員をですね、10名程度入れますよ、契約社員は5名程度応募しますということで、この新聞折り込みが入りましたけれど、そのあたりの、この今の状況を見ますとですね、1回あそこのハウスの工場の中も見ましたし、開場式のとき見ましたサクラ化学の敷地内にハウスができて、いちごですか、いちごを試験的に栽培するんだと、そういったことで見たところでございますけれど、その後どうも外から見るとですね、操業しているのかしていないのか分からんというような状況でございます。当然、その立地協定なり進出協定書ってというのがですね、町にあるわけございまして、その中に当然雇用の関係についてもうたい込であるだろうと思いますので、そのサクラ化学と町が結びました進出協定と、今の、特に雇用に関わる部分の現状についてですね、どうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、進出協定と現状についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。平成28年9月28日にサクラ化学工業と美里町とで熊本工場進出協定を締結したところでございます。当初、計画といたしましては、事業種目といたしまして、強化プラスチック、FRP製品等の成形、加工、販売等を主なものとして、平成29年4月から操業を開始する予定とされておりました。なお、

最終的には雇用従業員数も55名という目標も掲げられているところでございます。

しかしながら、施設の改修、それから製造機材の発注・準備、従業員の確保・研修、消防用設備等設置にかかる許可・認可等の手続きに遅れが生じているということでございまして、予定よりも大幅に操業開始が遅れているところでございましたが、5月の初めに消防設備等の許可も下りまして、本年6月末に一部生産を開始されるということでございました。

なお、平成29年8月に従業員の募集を行われ、4名の採用で、内2名が本町在住者ということで伺っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 原則、企業活動は自由ではありますが、ただその土地がいろいろいわく付きの土地だったわけですね、それを買ってもらっただけでもいいじゃないかと言う人もおりますけれど、ただそうじゃなくてですね、やっぱりあれだけの敷地ですね、大々的に開場式まで行って、立地協定、進出協定もきちんと結んでおるわけでございますので、その協定に従って、特に当初はやっぱり30人くらいは雇用するようですね、我々はちょっと説明聞いていたわけですね。今の話では4人で町内は2人と言うようなことでございますが、将来的になかなか予測がつきにくい部分もあるかと思えますけれども、将来的にこのどういう方向でですね、操業されていくのか、もう本当素人が見てもですね、今の建物そのまま利用するということ自体も、果たして鉄骨が何年耐用年数があるのかなと、至らん心配ですけどね、その今の建物そのまま使って本当に何年持てるのかと、全部解体費用まで考えると数億円かかるというふうに当時言われておりましたし、今後ですね、そういう立派な会社が来ていただいたわけですから、段々その、やっぱり操業をですね、活発に行っていただいて、特にこの地元からの雇用を多くしていただくなら非常にいい方向に進んでいくわけですので、そのあたりについて、どのようにですね、見通されているのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 受注の需要に応じまして、製造する製品もですね、変更されていくというようなことでございまして、熊本工場では操業開始にあたりまして、主にFRPの農業用ビニールハウスの具材を製造する予定であるということでございます。

6月中に追加で6名程度の従業員、技術系3名、一般3名と募集開始をされる予定であるということでございました。募集方法につきましては、サクラ化学工業で検討されるということでもありますけれども、本町といたしても、可能な限り協力を行いたいと思いますし、できる限りですね、町内の方を雇用していただければと思っ

ているところでございます。

それから、だいぶたまに、たまにいいいますか、見に行きますと、機械もだいぶ入ってきておりまして、それから屋根のほうも改修をされるというような話もございますし、例えば会長あたりが来られた時には、あまり外から言うのもなんですが、早く操業をしていただかないと周りが心配されますのでっていう話は常々させていただいているところでございます。

先ほど申しましたような形で、操業が遅れているということではありましたが、6月の末には一部生産が開始されるということですし、最近はトラックの出入りも見受けられるようになってきたところでございます。

そういった意味におきましては、平成32年12月がですね、操業の計画完了時期となっております。その計画がしっかり達成されるように、こっちとしても期待をしているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 特に雇用の確保・拡大というのは非常に町にとりまして重要な課題だと思いますので、ぜひそういう方向で取り組みをしていただきたいと思います。

最後に、励徳小学校の桜の伐採の関係についてお尋ねいたします。

これは何人もの、特に卒業生の方からですね、直接いろいろ電話がございまして、私も知らなかったんですけども、桜の木が、3月ですか、3月頃に伐採された。ということでございます。私見に行きました。見に行きましたが、一部国旗掲揚台のそばの木は一部残ってございましたけれど、ほとんどかなりの部分が伐採されていたと、ということでございます。この、どういう理由でですね、伐採されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

桜の木の伐採の件でありますけども、励徳小のグラウンド、熊本地震の影響で体育館の東側及びグラウンドの東側ののり面が崩れるなどの被害が出ました。そのため、昨年の秋頃から災害復旧工事を進めていたところでございます。災害復旧箇所付近には、今議員がおっしゃいました桜の木を始め、松の木、杉の木、雑木など、約30本ほどあったということでございます。また同じ場所に、毎日のように子どもたちがですね、昼休みとか放課後に使っている遊具が5種類ほどございました。学校に話を確認しましたが、卒業記念で50年60年って経っておりますので、樹木がもうかなり成長しまして、枝が遊具の上にこう伸びてきまして、遊具で遊ぶ際に支障があったり、枝が落ちてきたりというようなことで、子どもの安全面で非

常に心配がありましたということでございます。

また、学校のことにつきまして、いろんなアドバイスしていただきます学校評議委員っていう方がいらっしゃいますけど、その方からも「枝が危ないですよ」というような指摘があったということでございます。

それで、本年の1月末に重機を実際入れまして、工事をしようとするときに相談ということで、学校長、それから建設課の職員、そして請け負った建設会社で協議をしまして、子どもの安全を第一に考えましてですね、伐採という結論に至ったということでございます。また、災害復旧箇所には重機を入れるというようなことが必要ですので、グラウンドの真ん中をですね、重機を通すよりも、樹木があったところを通したほうがグラウンドへの影響は少ないだろうということで、そういったことも判断の理由の一つになったということでございます。

それで、伐採してしまったあとですね、その切った桜の木が、砥用東中時代の卒業生の方が卒業記念で植えられた桜であったということが分かりました。その方々に相談とか連絡もしないで切ってしまったことに対しては、非常に申し訳ないというふうに思ったところでございます。事前に教育委員会などに連絡があれば、そういった事情を知ってる方に相談するということも可能であったわけですが、いづれにしても切ってしまいましたので、その後の対応をですね、丁寧にしていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 切ってしまったから仕方がないかもしれないけれどもですね、校歌にもですね、励徳小の校歌を見えますと、「桜の木々に囲まれて」と、東中時代も「桜咲く丘に達しては」ということで、非常に励徳小学校の桜というのはもうシンボリックなですね、そこになくてはならないというか、そういうことだったろうと思うわけです。ですから、切ってしまったことは仕方がないけれども、ただ今後のこともありますのでですね、結局お聞きしますと、今教育長のお話では、基本的に校長と建設課と業者、結局教育長は知らなかったっていうことですかね。

だけんそこがですね、やっぱ基本的に何ていいますかね、危機管理にも通じますけれども、やっぱその、公有財産、いわゆる町の財産でもあるし、文化財的な要素もあるだろうと思われまいますが、そういう財産の処分に当たっては、特に町有財産は審議会にかけたり、当然その決裁をまわしてですよ、これは町長まで決裁をするような手続きで、おそらく普通の財産の処分というのはされると思いますね。

ところが、勝手に校長はいいよって言うてからもう転勤されとるから、今新しい校長しかおらんわけですね、そういうことではどうかなって思うんですよ。

やっぱこれ、先ほど教育長からもありましたが、これは記念樹、東中時代の記念

樹ですから、もう５０年以上多分経ってるですね。記念樹の下にはタイムカプセルとかも埋めてあるというような話も聞きますけれど、そういうことで、非常にシンボリックな桜をばっさりこう切ってしまったってことについては、特に卒業生あたりがですね、ものすごく怒っておられるわけですよ。

ですから、今後丁寧に対応しますということで、そのあたりの対応もきちんとしていただかにはなりませんけれど、やっぱり今後ですね、そういう町の財産、文化財的な要素を持っているようなものについてはですね、これはきちんと、おそらく校長だけの権限でそれはできるのかなと思いますし、そういったものの今後の手続きですね、このあたりについてもきちんとやっぱこの際ですね、整理していただきたいと思うんですよ。ちゃんと手続きを踏んで、そしてまた保護者とか卒業生とかですね、近隣の区長とか、やっぱ一応「こうやって切りますよ、いいですね」、「いいよ」っていうようなことでやってもらわないとですね、これはあとで、５０年の桜をですね、ばっさり切られたという気持ちに、そういう人の立場になってもらうとですね、心が痛むと思うんですよ。

だけん、そのあたりの今後の対応、手続き、そのほかの学校の桜を切ることもあるかもしれん、将来的にですね。そういった場合に、ちゃんとしたそういった、今申し上げたような手続き、このあたりについて問題にならないようにですね、ぜひやっていただきたいと思いますし、もう一つはこの桜の再生計画ですね、桜も小さな苗植えても２０年３０年かかりますからね、ですから今後のその、地割れしてどうのこうのってそら事情は分かります。分かりますけれど、そのあたりの桜の再生はどうしていくのかですね、そのあたりについてお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

まず、このことはですね、地域の方も知らない方もいらっしゃいますので、学校長あたりと相談しまして、学校で発行している便りあたりがありますので、そこで事情を説明していただいて配っていただくというようなことを考えているとことでございます。また、卒業記念で非常に思い入れのある方々が集まられる機会がありましたときには、教育委員会から私が出向いて、ご説明をしようというふうに考えているところです。

桜の再生の件ですけども、卒業生の方とも一応話はしているわけですけども、少し大きめの桜の苗木を準備しまして、学校と場所あたりを相談しながら植樹するというようなことを計画しております。また、桜の木だけではなくて、いろんな形で植えられた記念樹がありますし、タイムカプセルも埋まっているという小・中学校がほとんどでございますので、ただ年月が経つと、いつ誰が植えたのか分からない

ことがありますので、これからは管理台帳的なものを作りまして、そこに記載をして整備をして、こういったことがないように学校と綿密に再発防止に努めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） よろしくお願ひします。2年ぐらい前でしたか、植樹祭のときに、励徳小の南側には確かセンダンの木ですかね、これ植えたですね、今センダンの木というのは非常に人気があつて、あちこちに県も奨励しているようですね。

ですから、それは南側の問題であつて、この桜の再生は桜の再生として、今教育長が言われたようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時10分といたします。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、8番、吉田起登君の一般質問を行います。吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 議長、8番、吉田起登です。

○議長（吉田美好君） 吉田君。

○8番（吉田起登君） はい。宣告、通告しておきました順番に従つて、一般質問をさせていただきます。

まず最初、に観光事業につきまして、3点ほどあげております。それでは始めます。

日本一の石段の完成から早30年。近年になくいろんな層の人たちに浸透し、現在では石段に対する注目度が高まってきているようでございます。土曜・日曜・祭日になりますと、いつも登っておられる人たちとは別に、九州管内の小・中・高・大学、それに一般の人たちに至るまで、今の時期になると特に多いような感じを受けております。今ようやく、この石段の良さが皆さんに知れ渡つて来ているような感じであります。こんな時だからこそ、登段される方たちに対し、町としての受け皿が今一番必要になってくるのではないのでしょうか。

そこで町として、日本一石段の町営駐車場あたりからが対象になるでしょうが、

その周辺整備をどう考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 日本一石段の周辺整備をどう考えてるかというご質問でございます。

議員がおっしゃいますように、最近30年経ってですね、健康志向等も重なって高まっておりますので、非常にまた注目が向いていると、注目を浴びているというような状況でございますし、また今週末にはレッドブルの大会が、今年は2日間にわたって開催をされるということでございます。いろんな意味でまた石段がですね、見直されているのかなあというふうに考えているところでございます。

そんな中、今回石段に設置されている石段に関するですね、3カ所のトイレを2カ所に集約をしたいと考えております。今石段を登って行くと、3カ所トイレがございますが、それを2カ所に集約をいたしまして、1カ所をバイオマス、それから1カ所を水洗に改修をし、それぞれ洋式化したトイレ、洋式トイレとしたいと考えているところでございます。

また、今坂本の中山区長さん宅の前に公営のトイレがございますが、ここも同じく洋式化したいというふうに考えているところでございます。これは観光等で訪れた方々に、清潔で気持ちよくトイレを利用をしていただくために改修するものでございますし、これから先、インバウンドで海外から来られたお客様方がですね、トイレを使用されるときに不自由なく使っていただく、そういったことも考えた上での洋式化でございます。

あわせて、建設当時、石段の建設当時はですね、はっきりと目視ができた、要は、はっきりと目で確認することができた白龍が昇るように見えていた石段、白龍が昇るが如くと言われる、その白龍が昇るように見えていた石段も、両側に植樹してあった木々が長い年月と共に生い茂ってまいりまして、その白龍の姿を見ることができなくなっているような状況でございます。このため、石段両側の伐採あたりもですね、今後計画していく必要があるのではないかというふうに、現在考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 今、町長の答弁にありましたように、このバイオトイレと水洗トイレと二つの部分を作るということでございます。やはり登られる人たちがですね、やはり登って来て、もうどうにも持てないというような感じが出た場合にはですね、きちんと対応されるところがなければやっぱいけないんじゃないかなと思うところでございますし、今現在トイレ関係がですね、なかなか登られて来た人たちの明るく日が問題なんですよ。汚れたりそういったところがあってもう使用できないとい

うところがありますので、そういったところをされる人たちをですね、やはり今現在1人でございますので、やはりもう少し増やしてですね、地域みんなで支え合っていくような、そういったトイレにもうきちんと対処していただきたいというような考えを持っているところでございます。

それから2番目にですね、町としてのこの日本一石段の位置付けについて、他町の文化財と比較してみた場合、一概には言えないかもしれませんが、今現在、どのくらいのレベルで町長はあると考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 石段の位置付け、観光資源として、どれくらいのレベルにあるのかというようなお尋ねだと思いますが、日本一の石段は、まさに日本一であるというふうに考えております。

今、このような構造物をですね、つくれと言われましてもこれは到底無理な話でありまして、美里町が日本に誇る、あるいはもう海外に誇ってもいいんじゃないかと思いますが、まさに誇れる観光資源だと自信を持って言えると思います。であるからこそ、美里町の財産として、やっぱりみんなで守って、そして盛り上げていくことが大切ではないかというふうに考えております。

今後、更に多くの方々に訪れていただくために、町としても更にこの日本一の財産、日本一の石段をPRしていきたいと考えておりますし、より良い環境をつくっていくために、地元あるいは関係者の方々のご理解とご協力を得ながら、周辺整備等も進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） やはり、日本一の石段というのは本当に名前からしてですね、日本一の石段ということで、そういった考えを町長が持つておられるのであるならば、やはり今後はですね、町としても議員としても一生懸命これにですね、向かってがんばらなければならないんじゃないかなろうかと思っております。

それからこの3番目になりますけれども、この石段に対しまして、町の行事があるときには数日前より計画し、地区の人たちも清掃に対しましては進んで参加をしていただいております。この何のヘンパクもなく、石段は自分たちで守っていくべきもの、守っていかなければならないという気持ちが、ひしひしと私たちには伝わってきます。そう思って清掃作業をしておられる人たちが多いと思いますが、この石段も完成から30年経っています。そこでですね、この清掃をされる地区の住民の方たちも年配の人が多く、今ですね、一番年配の人で87歳を筆頭に、65歳がほとんどで、若い人たちはほんの一握りであります。いつまでこの作業が続けられ

るのか、今心配しているところでございます。

そこで伺いたいのが、この石段についてですね、町の道、町の石段としての考えがあるのか伺いたい。まあ私の言葉は、町道ではありませんが、町の道としてですね、町がきちんと取り上げていただくなれば、またいろんな事業に関してもですね、町を中心にしてやっていただくなればいいんじゃないかなろうかと思っておりますので、そのことを聞いているわけでございます。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 以前、議員とお話ししたときに、「日本一の石段を町道認定すっとどぎゃんだろうか」というようなお話がありました。確かにそのときは、この石段をですね、町道に認定できれば、例えば補助事業であったり、あるいは起債であったり、そういったものが活用できて、この石段の整備ができるんじゃないか。例えば周辺の伐採であったりですね、壊れたとこの改修であったりということができるんじゃないかと、これは非常にいいアイデアだと思ったこともあります。

ただ、これ厳密にいろいろと調べてみますと、確かに町道編入というのは可能かもしれません。原則としてですね、やっぱり集落をつないだり、国県道と連絡するための道路でなければならないと、町道はですね、ならないとなっておりますが、公益上、特に必要と認められる道路も特例として町道に編入することができるとなっております。ただ、これは議会の同意を得る必要がございます。

しかしですね、もし仮に3,000段の石段を町道に認定したといたしましても、その先ほど申しましたように維持改良に起債あるいは交付金等使えるんじゃないかなと思ってたんですが、道路法で定める規格ですね、例えば道幅であったり勾配であったり、そういったことを考えるときに、その起債とか交付金が対象となるような道路法で定められるような、道路として見られるのは非常に難しいんじゃないかということでございます。

ただ、これはまた今後もいろいろと意見交換をさせていただきながら、検討ができればというふうに考えております。ただ、現時点では非常にそういった町道としてですね、運用していくためにはいろいろとハードルがあるんじゃないかと考えております。

それから、この石段のですね、地籍図をしっかりと見てみますと、現在まだ分筆、登記、あるいは名義変更がなされていない土地もございます。ここはかつて、釈迦院に登る里道があったところでありまして、保安林の中をですね、里道がずっと通っている、そういう地図になっております。

30年前、もっと前に石段の計画があって、そして、その後交渉があって建設があったと思っておりますが、その当時の内容っていうものを、今熟知してらっしゃ

る方が非常に少なくなってきました。そういった意味では、今後町の石段として全国に売っていく、世界に売っていくためには、今のうちにですね、当時の状況をしっかりと知った方、当時の状況に精通した方々に集まっていただいて、お話を伺いながら、この石段ができた目的であったり、その途中の交渉の経緯であったり、そういったものを聞きながら町の、美里町が誇る石段として、いろんな調査等も行っていかなければいけない、そういうふうを考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 今、町長が言われたようにですね、この石段を本当に大事にさせていただくような気持ちが伝わってきました。この日本一石段というものをですね、素晴らしい石段でありますし、断言していただきましたことに対しましては感謝を申し上げたいと思いますが、ただこのですね、今後はこの石段を利用するだけではなく、登だけではなくてですね、先人が作り上げてきた石段でありますので、この日本一石段を遺跡と考え、この遺跡を後世に伝えることに対しましてですね、総合的な管理体制も、町では少し立ち上げていただくならば幸いであるかと思っています。町としてやはり、この考える時期が今来ているのではないかと考えております。

次にまいります。2番目、住宅事業につきまして、4点ほど質問をいたします。

一つ目、中央小学校前に新しく宮の前団地という若者住宅、16戸ができています。若い世代で子どもたちも多く、一番の賑わいを見せている団地であると思っております。

今現在、その団地の水道水に少し濁りが生じているということで、いろんな障害が出ております。内容を申しますと、エコキュートに目詰まりが生じたり、エコワンプンにも生じておりますが、水圧が上がらない、風呂場についてはですね、お湯をためるのにシャワーを出して調節し、お湯をためているということですが、そのことについての対応はどうされているのか、現在どうされたのかということも伺いたいと思います。

それからあと一つ、以前ボーリング等についてですね、補正で対応したと思えますけれども、どんな対応だったのか、その結果についても伺いたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

宮の前団地にかかる水質の件でございますけれども、宮の前団地は平成24年度に若者定住の促進のために、16戸分の用地造成を行い、あわせて住宅への生活用水確保のため、用地内に地下水利用の水道施設も設けております。この地下水を供

給するにあたりまして、掘削当時に水質検査を行い、供給可能であることを確認し、団地への給水が行われているところです。

しかしながら、去る４月２９日に宮の前団地水道組合から、水道水の濁りがあり、最近その頻度が多いということで、生活への不安解消のための改善の要望が提出されたところでございます。

これに伴いまして、まず、水源のほうから順を追って調査を行おうということで、５月７日に水質の調査を行うところで予定しておりましたけれども、悪天候によりまして順延しまして、５月１１日の午前に水の採取を行ったところでございます。５月１７日の夜間に、複数世帯で風呂の水が濁っているとの連絡がまたありまして、地下水を貯留し、各家庭へ送水するために設けた受水槽を確認しましたところ、受水槽の中には細かい粒子と思われる沈殿は見受けられました。井戸水の場合は、そのあとの沈殿はほかの施設でも見られることではございますが、その際、濁りはない状態でした。

そのため、１年に１回地区で管理委託されている業者により実施されている受水槽の清掃と、水質の確認が昨年１２月ということでございまして、半年経過しているということで、また団地内の道路に埋設の送水管の末端に設けております、泥抜きや洗浄のための止水栓、これを開けて行う定期的な作業についても、約１年くらい行われていないとのことでございましたので、５月２５日に管理委託業者により受水槽を清掃していただき、その後、送水管を開栓し、泥抜きを行ったところでございます。

今後、定期的に送水管の末端を開栓していただきまして、家庭内の水道の状況と、受水槽の沈殿物の状況等を定期的に確認し、ある程度期間の情報を取りたいと考えているところでございます。

それと、二つ目のご質問の、補正とおっしゃった件ですけれども、当時の掘削につきましては、設計変更による掘削深度の延伸ということはあっているところでございました。最初の計画で掘削したところ、水源に達してないということで、結果的に１００メートルを掘削しまして、それとあと、岩盤の推定岩盤がどのくらいあるかということで、試掘ということで、その下に４０メートル程度、試掘をされているというところは設計書の中の記録に残っております。

ただ、井戸の水を採取するための保護管、ケーシングと言いますけれども、ケーシングは１００メートルで、井戸水ポンプは地表から約６０メートルのところに設置している状態でございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） やはりこの水道の濁りにつきましてはですね、清掃は自分たちでしなければならないと今思っておりましたが、業者を通じてしてあげられたということでございますのでですね、まあいいんじゃないかなろうかと思っておりますが、私はこの井戸のボーリングをした時点ですでね、どれくらい掘られたその100メートルくらい掘っておられるならば、その時点でおそらく岩盤のところが、岩盤じゃなくてある程度ヘドロなんかが出て、そこで止められたんじゃないかなろうかと思ったわけでございます、特に心配して質問をしたわけでございます。やはりですね、ヘドロなんか、マンガンや鉄分なんかが上がってきますとですね、やはり目詰まりは起こします。そこでですね、やはり私のことでちょっと質問からちょっとずれますけれども、自分たちがやっているボーリングは、毎分の250リッターぐらい出しています。それを800メートルぐらいのところに全部配管してしまって、それで目詰まりを起こさないような、給水の散水ホースでがんばってやっているわけでございますが、その前のところにですね、やはり200リッターばかりの、今現在これは一般の家庭には許可されておりませんけれども、農業用です、許可を取ってありましてそれでですね、ほとんど錆なんかは取れてしまいます。上からいった錆は全部そこに溜まってしまって、その錆を掃除するのはですね、またそれを逆噴射して、下からまた上まで上げて、また別の配管で出すような形を取っておりますので、そういった形をですね、取るならばいいんじゃないかなろうかと思ってちょっと心配したところであります。

やはりマクロ化あたりをした場合、する前にですね、そういったやはり農業用のですね、その施設のですね、部品も使って、ちょっと考えて使われたほうがいいんじゃないかなろうかと思って、このことについては特に質問をしたわけでございます。

やはりこの地区においてはですね、まだまだ今から濁りによって飲料水に適しているのか、適しているのは分かっておりますけれども、今からこの地です、長く飲料水として使っていくわけですので、子どもたちに対してはですね、この水の管理だけはですね、きちんと対応をしていただきたいというような考えを持っております。

それからこのあとですね、重複しますけれども、被害が出た場合、現在も出ていた被害でございますけど、それにはまだ今後、出た場合の対応はどうされるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、担当課長のほうから説明がありましたように、現在調査を行いまして、そして清掃を行い、その後の経緯を注視しているところでございます。

まだ、具体的なことは申し上げられません。今は経緯を注視しているところでござ

ざいますので、具体的なことは申し上げられませんが、もし、町にですね、瑕疵があるということが認められたのであれば、個別に被害状況等を調査し、対応・検討していくことになるのではないかとこのように考えるところでございます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 4番目にですね、この団地を建てる前のことでございますけれども、団地が住宅ができたことに伴う、以前から住んでおられた住民の方たちに対して、町から排水溝雨水の処理に対して、整備して差し上げますという話があったとのことでございますが、そのことがまだ実施されておりませんので、まだ整備される考えは持っておられるのかを伺いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がご質問のその団地、この団地住宅ができたことに伴うということでございます。確かに、あそこの団地を作るときは、いろんな方が協力をいただいているということは聞き及んでいるところでございます。

その中でいろんな造成とかしていく中でですね、いろんな話があったということは聞いております。団地ができたことによって水の流れが変わってですね、水が溜まるとか雨水がですね、の流れが変わったとかというような話も聞いてまして、実際に熊本地震の前にですね、直前だったと思いますが、1回現場も視察させていただいたことを記憶しているところです。

そのあと、地震あるいは豪雨災害がありまして、その対応っていうのはそのままになっている、大変申し訳なく思っているところでございますが、あの宮の前団地を整備したことに伴いまして、弊害がですね、水溜まりができるようになったとか、そういう弊害が発生しているのであれば、やはりその改善というものは考えていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、現在のところ今、災害対応復旧の途中でございまして、なかなか手が足りてないというような状況でございますので、もうしばらくお時間をいただくことになるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 町長におかれましては、このきちんとした対応をよろしく願いたいと思います。

それから、いい対応がされておりますのが一つあります。ちなみにボーリングされるときにはですね、個人の住宅の人たちには水が出なくなった場合は、この町の掘削したこの水道から対応していただけるということでですね、配管等の準備が既にでき上がっているということでありますので、これはありがたいことであるかと思っております。

次に進みます。災害復旧事業につきまして。

災害復旧は原形復旧が基本であると聞いておりますけれど、本当にそうなのかを伺いたい。国県で決まっていることでも、町は町でまた別に、単独で考える必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田美好君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

国の災害復旧事業につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき実施をしているところでございまして、現に災害を受けた施設等を速やかに原形に復旧することを目的とした事業でございます。

そのため、被災前の原形復旧を基本としております。ただし、原形復旧が不可能または著しく困難などと認められる場合は、従前の機能や用途を回復するため、原形に替わる必要最小限の工法で施行することができるとなっておりますが、基本的には原形復旧が原則となっております。

なお、単独事業としましては、農災関係におきましては災害が激甚指定となった場合、土地改良事業で個人が実施する農地災害復旧の補助率を30%から80%に引き上げる措置を、平成28年度から行っているところでございます。

各部署でも現地で関係者等と協議をしながら、できる部分は対応しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） この原形復旧に対しましてはですね、もう少し上まで積んであげれば良かったのになあというところがたくさんありますしですね、このことに対しましても、町でですね、単独で対処しておられるようで、補助率も上げられてがんばっておられるようでございます。ありがたいことでございます。

次に、この新しい対策について、今後の考え方はあるのかということで伺いたいと思います。よろしいですか。

○議長（吉田美好君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

現在においても、再度被害を受けた箇所や、新しく被害を受けた箇所の件につきましては、現地の状況に応じて工法を検討し、災害復旧を行っている状況です。

新しい対策や従前の構造物と違った工法で申請を行い、認められて工事をすることもございます。

今後の復旧といたしましても、再度被害を受けないような工法で申請を行い、工事を進めていくよう努めていきたいと思っております。

○8番（吉田起登君） 議長。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 新しい対策についてはですね、やはり上の災害復旧のことです。ございますが、あとで積んであげれば良かったかなというようなことがありますので、ですね、町は町できちんと対応し、別の工法を取り入れなければならない状況に陥った場合はですね、新しい工法で取り入れていただけるものだと思います。

それから、二度と同じ被害を出さないように町として努めることも必要でありましょうが、今現在ですね、大沢水地区にありますけれども、1回擁壁が積んでありまして、この前の水害のほうでですね、水害でまた新しく被害が出ております。もう30センチぐらい、擁壁が6メートルか7メートルぐらいの擁壁が起き上がっております。裏にですね、水が入ってですね、大変にまあ、今後また今から大雨が来ますので、そういったところで考えますとですね、雨が降った場合、その擁壁はもう完全に倒れるような感じを今現在受けておるところでございます。

こういったところはですね、国や県あたりでですね、きちんとまた対処していかなければならない状況でもありますけれども、町としてですね、現場の状況はきちんと把握されて、きちんと対応していただく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） このあと、浜戸川のもので、水害対策についてご質問があると思いますが、先ほどおっしゃったその災害の新しい工法、まあ対策になるんですけども、結局、今回の災害を受けまして、何回もですね、被災した箇所がございます。国のほうにはかなり通わせていただいて、改良復旧をですね、できないかということを中心に申し上げたところでありますが、非常にその返答は厳しいものでございました。

河川といいますのは、ずっと下からですね、上に向かって改修を進められております。例えば、上流部である美里町で150ミリに対応する護岸をつくった場合に、今度は下がそれに対応できないというようなことになるということでありますので、なかなかこの、国あるいは県に対して、新しい対策の仕方、方法というのは非常に現在は厳しい状況であります。

じゃあ町で単独でですね、やればいいのかというような話もありますが、例えば護岸にブロックを積んだときに、その上にまた新たな構造物をつくる前提で積まなければですね、これはまた護岸の強度が保てないということになってまいります。

そういった意味では、元々の護岸を元に戻すところから町は介入をして、要は測

量、その、元々戻すところから町が官費を入れながら、そして最終的に護岸を高くするとか、高くする分は全部町が出さなければいけないとかいう話になりますので、これはもうやはり、到底この災害復旧のやり方は、今の町の財政状況では非常に厳しいというような状況でございます。

なお、今その組まれていたと、石が積まれていたというのは、これは堰の話でありますか。

○8番（吉田起登君） 擁壁です。

○町長（上田泰弘君） 擁壁ですね、はい。今そういう状況で非常に町が単費でやろうとすると、やっぱなかなか厳しいところがあるということは、ぜひご理解をいただければというところでございます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 今、町長の答弁でありましたけれども、それでもですね、今後は少しずつでも新しく、考えていく必要があるのではないかと、私は思っております。

続きまして4番目、浜戸川の水害対策につきまして。

ちょっと文が長くなりますけれども、この浜戸川につきましてはですね、各用水の取り入れ口として、自動堰が10カ所ぐらいあります。集中豪雨が起きた場合、確実にこの水位は増してきます。ある程度の圧が加われば、この堰は自動的に落ちます。現在作られているこの自動堰の長さは、川幅の3分の1ぐらい、メーターにして2メートルから5メートルの自動堰がつくられています。2メートルぐらいの川幅であれば全部自動堰で対応できますが、残りの3分の2の部分は1.5メートルぐらいから2メートルぐらいの高さのコンクリート部分があり、2メートルぐらいの板で堰を段階的にしてあります。その部分がこの問題になるところであると考えます。

水害のとき3分の2の部分を水が少し越えていくわけでありますから、水位が2メートル・3メートル上昇してもおかしくない、その水量たるや、ものすごいものがあると思います。やはりですね、この実際に濁流の溢れているところ、流れているところを目の当たりにした場合ですね、言葉ではあまり言い表せない状況であると思います。

浜戸川に流れ込む川は、新興住宅等の排水・雨水が流れ込むモタル川、これは浜戸川に対して斜めに流れ込んでいますので、浜戸川に確実に流れ込むことで、水量はまた更に増えます。

それから、大沢水の水路と西山地区を中心とした大沢水川、この2本の川はですね、どんなに水が多くてもある程度真横になっておりますので、直角に浜戸川に流

れ込む川ですのでですね、本流浜戸川に入っていけなくなり、大沢水川はですね、それから土砂につきましては水をあまり吸わない水持ちの悪い土でありますので、山から一気にこの水が流れ込みます。そうするとですね、大沢水川の水位が増し、水田や住宅が冠水するということになるのであります。

そこで今回、質問をお願いをしたいのがですね、検討と見直しをしていただきたいということで、畜協の下の畜協下ですね、箇所自動堰の川幅が15メートルぐらいあるんですよ。それをですね、自動堰にしていればですね、やはり、この大沢水のやはり水田なんかが冠水しなくて済むような感じを受けるんじゃないかなろうかと思っております。今の状況ではですね、なかなか厳しいというようなお話も聞いておりますけれど、そういったことをですね、きちんとしていかんとですね、今からは水害や浸水する家屋がどんどんどんどん増えていくんじゃないかなろうかと思っております。

やはり一番大事なことでございますのでですね、浜戸川に入るところができないということで、大沢水川は自然に水がじわじわじわじわ上がってくるわけでございますのでですね、やはり被害はもうこの私が農業しながらしておりますけれど、40年きておりますけれども、もう被害には何回となく遭っておりますし、地域の人たちもですね、メロンなんかも一切穫れなかった関係何回もあります。そういったところはですね、共済等で多分共済のほうでですね、どうにか生活はできているんじゃないかなろうかと思っておりますが、今後はですね、そういったところをですね、きちんとせんとやはり農業でもですね、もう確実に水害があると分かるところにやっぱ農業はしたくないと、その対策をきちんとしなければならないんじゃないかなろうかと思っておりますが、町の考えを少し伺いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

浜戸川には、中郡の囲いから中小路の温石病院の手前まで、10カ所ほどの堰があり、最近では平成24年度に、馬場地区の4カ所におきまして、自動転倒堰を整備したところであります。

議員が言われますように、自動堰の部分を広くしていけば、水位が上がる可能性は低くなると思います。ただし、有安より下流域の流れが悪かったり、昨年・一昨年のように時間あたり100ミリ以上の大雨が降ったりした場合は、河川断面の容量が不足するため、どうしても溢れてしまうというようなことでした。

県におきましても、豊野地域の河川改良の計画を考えておられるとも聞いております。下流域の整備が進まないと、自動堰の効用も十分に発揮できないという懸念もありますので、そのあたりの進捗も見ながら進めていく必要もあると思います。

また、自動堰の整備につきましては、地元受益地の要望を受けて実施している現状でございます。国県の補助も受けますが、受益者負担金も5%いただいております。川幅にもよりますが、全面を自動堰にするということであれば、1カ所1,000万以上もかかると思われます。特にこの、有安畜協下の2カ所の堰におきましては、受益地が町外へも及ぶこともありまして、その調整も必要であります。また現時点では、関係地区からの要望も出ていないことなどから、今のところ整備の計画は考えていないというのが実情でございます。

なお、河川に堆積しました土砂の浚渫、これは必要と思いますので、浚渫につきましては建設課のほうから要望を受け、一部ではありますが、県のほうで秋口には実施する予定ということで聞いているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 宮寄課長の答弁で分かりましたけれども、この農家からのですね、要望は出ていないということではなくてですね、やはりこれは私たちが少し考えていかなければならないんじゃないかならうかと思っております。

有安区のあそこのところはですね、いつも冠水をしておりますし、水がですね、庭先まできちんともう上がってきております。この前のですね、100ミリから120ミリから150ミリ甲佐の方面で降りましたけれども、ああいった集中豪雨になりますとですね、もう本当、大変な水量であるかと思えます。やはり大沢水地区はじわりじわり上がっていく体制、浜戸川地区のほうはですね、流れ込んでやはりコンクリートのトラクターの降り口なんかも作ってありましたところもですね、それも全部200キロ・300キロあるコンクリートが剥がれておりました。

やはりなかなかですね、地域の要望は出ていないということであるならば、やはりこれは要望はもらわなきゃいけないことでもありますけれども、やはりそういったところですね、私たち議員もまわって聞いておりますし、「この水をどうにかしてください」と、これは私にもう完全に要望がありましたのでですね、多分、県議お二人とも見ておられるんじゃないかならうかと思っております。私は県議のほうには一切言っておりませんですけども、お二人の県議が見に来られたという話も聞いております。

この、今からはですね、こういった大沢水川のこの自動堰をきちんと対処することですね、このモタル川の水位も幾分は和らぐようになるのではないかならうかと思っておりますし、ひいてはこの冠水する田・畑・住宅の浸水等に対しましても、また期待が持てるんじゃないかならうかと思っております。

1時間の総雨量がですね、中央地区この前はですね120ミリ、甲佐のほうでは

150ミリの集中豪雨があつておるそうでございます。やはり甲佐と高木あたりはですね、やはり隣接しておりますので、おそらく高木あたりに降った水がですね、雨水がこの大沢水川のほうに集中したんじゃないかならうかと思っております。

やはりですね、常にですね、いつもこういったことはですね、何ミリまでは大丈夫ということじゃなくてですね、常に想定していく必要があるのではないのでしょうか。

この山・田・畑、それから道路関係の面積につきましてはですね、モタル川関係が100ヘクタールあります。雨が降ってやられるところがですね、100ヘクタールの土地があります。大沢水川が関係が290ヘクタール、そして浜戸川関係が400ヘクタール、約800ヘクタールあまり、田・畑や水田の水が一気に流れ込むことになります。そういったところをですね、きちんと踏まえた上で、今私が質問しておられることをきちんと考えて欲しいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい。今ご指摘があつたことはですね、しっかりと受け止めさせていただきたいと思います。今度また新たに畜協のですね、下には家も建設をされたところでありますし、いろんな意味で大雨が降ったときに、農地、それから、何よりも人命にかかわることがないように、そういう整備っていうものはやっていかなければいけないし、しっかりと要望をしていかなければいけないと思っております。

そういった意味では、すぐ、じゃあ1カ月後2カ月後からすぐ何か対策ができるかと言われると、これはなかなか粘り強くやっていく必要があるんじゃないかと思っておりますけども、ただ、そういう環境を整備していくために、県あたりとも打ち合わせをしながらやっていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 今、町長の話でですね、なかなか前に進みませんですけども、きちんとして対応していただきたいと思ひますし、今後ですね、浜戸川改修期成会というものもあるそうでございますので、その中での話し合いをされてみてはいかがでしょうかと思ひているところでございます。

次に、5番目に入ります。政治倫理につきましてですね。

裁判の結果報告につきまして、町として対応していただいたと思うが、この町としての今後の考え方を、少し伺いたいと思ひております。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 裁判の結果が出たが、報告はどうするかという質問の要項になっておりますので、その要項に基づいてお答えをしたいというふうに思ひます。

先般、熊本地方裁判所におきまして、判決がありました。損害賠償等請求事件の結果報告について。

この事件につきましては、4月の9日に判決の言い渡しがありまして、4月の24日に確定をしたところでございます。この内容につきましては、その概要が地元の熊日新聞に掲載されておりましたが、このことにつきましては、改めて町から広報媒体、例えば「広報みさと」あたりを通じてですね、町民の皆さんへ報告するということは考えていないところでございます。平成28年の7月に提訴されたときにも、町民の皆さんには、「こうこうこういう理由で提訴されましたよ」という報告はいたしておりませんので、同様の取り扱いとさせていただきたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 訴えられた町としても大変だったでしょうが、内容についてはですね、個人的に名前があがっておられた方もいらっしゃいました。やはり大変なのはその方たちじゃなかったんじゃないかなろうかと私は思っております。

それから、私事でございますけれども、前回2名の方々に辞職勧告願いを提出いたしました。議会を運営する責任者としての対応でありまして、委員会の報告についての判断であり、私がいたしました辞職勧告につきましては、もう正解であったと思っております。

一人の案件の方はですね、勧告に対してきちんと対応していただいたと思います。普通はそういったですね、事例の勧告はしないものですが、少なからず本人や近所の人たちには伝えることができたと思っておりますし、本人も納得していただけたと思っております。

それから、もう一つの案件につきましては、町としてこの裁判の結果報告について、今後の対応はどのようにしておられるのかということを知りたいと思っておりますけれども、現在ですね、町長の方が先ほどされませんと、されないという話でございましたのでですね、今後はこのようなことが2度と起きないように、町も議員も毅然とした態度をもって対応する必要があるんじゃないかなろうかと思っております。

町としてはですね、この裁判自体の勝訴はしたものの、結果を事例として残す必要があるのではないかと考えております。こういったものはですね、災害っていうのは「災いは忘れた時にやって来る」と思いますが、このようなことがですね、二度と起きないようにするのも私たちの責務だと思っておるところでございます。

いかがですか、町長。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、確かに、そういうことがあったっていうことはしっかり

今後も伝えていかなければならないことだと思いますし、まずなぜそういう方向性にいったのかということもですね、検証しながら、これから執行部はもちろんなんですが、行政側はもちろんなんですが、議会の皆さんともそういう議論をさせていただきながら、より良い方向に、まあつまり、今後こういうことが起きないような方向に持っていく必要があるというふうに思います。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 議会は議会としてですね、きちんと運営されていましたが、余分なことが多すぎた前回の議会であったことには変わりはありませんでした。

今回新しく、12名の議員が誕生いたしました。今後は一段と身を引き締め、素直な心をもって、この議会活動にも励んでいかなければならないと思っているところでございます。

なお、今回の裁判に関しましてはですね、裁判費用として、町にも多額の負担が、支出があつてると思われますが、裁判費用等について法的手段として、相手方に請求することはできないのか、そのことについても検討をしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、吉田起登君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、11番、濱田憲治君の一般質問を行います。濱田憲治君。

○議長（吉田美好君） 濱田憲治君。

○11番（濱田憲治君） 11番、濱田でございます。

改選後初めての質問であります。12年前に初当選した時の初心を忘れずに、そして謙虚に真面目に一生懸命美里町発展のために、また町民の方からの声をこの議会に届ける使命のもとに、4年間一生懸命務めてまいりたいと思っております。

今回通告しておりますのは、熊本地震の復興について、次に中学校統合について、そして、総合体育館の管理運営についてでございます。

まず、熊本地震の復興についてお尋ねいたします。

熊本地震が発生し、2年と2カ月が過ぎようとしています。道路などの災害箇所

はほとんどが復旧し、一部を残して地震前の環境に戻りつつあります。

しかしながら、仮設住宅ではまだ多くの被災者の方が生活をされている状況でございます。この仮設住宅は、原則２年間で期間限定でございますけれども、既に熊本県知事は期間を延長することを判断され、認められた被災者の方には安堵されていると思っております。既に災害復興住宅も美里町は建設がされており、１０月には入居できるように進められております。この仮設住宅で住まわれている方々の現況と、今後どのような形で被災者の住まいの確保を目指しておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

本年５月末現在、応急仮設住宅４１戸のうち３２世帯、７３名の方々が入居なされております。詳細につきましては、中央庁舎仮設住宅１９戸のうち、１４世帯２４名、砥用庁舎仮設住宅７戸のうち６世帯１６名、くすのき平仮設住宅１５戸のうち１２世帯３３名の方々が入居なされておられます。また退去なされた方々は、自宅の再建等をなされておられます。以上が現状でございます。

今後につきましては、３２世帯のうち２９世帯の方々が、１年間の仮設住宅の延長を希望なされておられます。延長期間につきましては、中央庁舎仮設住宅が平成３０年７月２０日から、３１年７月１９日まで、及び平成３０年１０月７日から平成３１年１０月６日までの期間を計画しております。二つの延長期間がありますのは、仮設住宅の建設竣工年月日が異なるためでございます。また、砥用庁舎仮設住宅におきましては、平成３０年８月１４日から３１年８月１３日まで、くすのき平仮設住宅では平成３０年１０月２１日から３１年１０月２０日までの期間をそれぞれ計画しております。

なお、延長を希望される理由といたしましては、災害公営住宅の工事の工期関係及び、自宅再建の工事工期関係等が主な理由でございました。また、延長を希望なされている２９世帯の方々の中で１４世帯の方々が災害公営住宅、並びに現在住まわれている仮設住宅に継続して入居を希望しておられます。

あくまでも現時点での希望世帯数ですので、今後増減等があるかと思われます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○１１番（濱田憲治君） ただいまの説明によりますと、町全体では仮設住宅が４１戸あって、現在３２戸が住まわれており、７３名の方が入居されておられるということでございました。そのうち、１４戸が建設される災害公営住宅等を希望しているという説明でございました。

町では災害公営住宅を10戸建設をされていきますが、現段階では14戸ということで、4戸が不足するような形にはなりますけども、今の仮設住宅をリフォームされて、災害公営住宅とするというようなお話でありますので、希望される方については、そういう形で災害公営住宅に入居されるものだと思っておりますが、そのときに利便性を考えたならば、どうしてもやはりバス停に近いとか、そういった買い物がしやすいところとかいう希望が多くなっていくと思うんですが、仮に堅志田の5戸以上の希望がございましたならば、抽選になるというような形になるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、整備する件数よりも希望者が多い場合には、平等に抽選をさせていただくことになるというふうに、現在のところ考えております。

すみません、それからただ、今、町営住宅の運用の規約等もございます。これに照らし合わせて、例えば障害を持っていらっしゃる方をどうするかとか、そういうのはひょっとしたら出てくるのかもしれませんが、原則として、入居希望の方が多い場合は抽選になるというふうに考えます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 先ほどの福祉課長の説明で、32戸のうち29戸が期間を延長したいということになっておりますけども、32から29を引くと3戸が希望されないということになってくるわけですが、この3戸につきましては、自力で自宅等を再建するような運びになっているのか、確認のため質問いたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） はい、3戸の世帯の方は、今議員がおっしゃったとおり、自宅再建等を考えておられます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 期間延長するということは1年間ございますけども、その3戸につきましては、今年の7月であったり10月であったり、8月であったり10月であったりというような期間がありますので、その中で収まっていければ安心するところではございますけれども、工期が遅れて、万が一この期間を延長しなければいけないようなときには、対処ができるようなことになるんでしょうか。それをお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） はい、工事等の工期の都合で延びた場合ということです。

その場合、一応今回の延長希望を取っております。それに基づいて、今のところ

はいくような形になるかと思えます。

今おっしゃった、工期等で延びた場合というのは、また改めて考えていくような形になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、今、担当課長のほうから説明がありましたが、これ仮設住宅の入居希望の延長はそもそも、要は何らかの理由があって、例えば次の住処が見つからないと言いますか、再建ができない、あるいは工期が、工事が延びているとか、そういった理由のもとにですね、この延長が認められる話でございますので、もし予期せぬ事故等でですね、工期が延長されて申し込んでなかったけども行くところがなくなったというようなことがあれば、これは美里だけではひょっとしたらないのかもしれませんが。いろんなところで起こりうる事案かもしれませんので、そういうときはしっかりと、県あたりとも打ち合わせをさせていただきながら、行くところがない、外で寝なきゃいけない、そういうことがないようにですね、臨機応変に対応ができるように、これあの今ご指摘いただいたことでございますが、県あたりとも打ち合わせをさせていただければと思うところでございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 自力再建できていくような形が一番望ましいことでございますので、3件につきましても幅が広いような形で進めていただければと思っております。

次に、自立で住宅を再建される被災者に対しての支援策についてお尋ねをいたします。

昨年の12月議会の一般質問でもお尋ねしましたが、平成28年熊本地震復興基金市町村創意工夫事業の活用では、活用にはいろいろな制限があり、自由な制度設計ではなく、使い勝手が悪いという回答がっております。現況としてもそのままだの状況であるのでしょうか。この復興基金を活用した事例としまして、当該市内産の畳を購入する費用を支援するという活用事例もっております。我が町にこのような活用を当てはめるならば、地元産の木材でも可能ではないでしょうか。

他の自治体でも創意工夫をされ、この復興基金の活用努力されているのではないのでしょうか。被災自治体の中では、住まいの再建について、災害公営住宅に関わる用地取得造成費に活用することや、熊本型復興住宅の展示モデル住宅整備等に活用されている自治体もございます。

また、県もこの創意工夫分事業を活用しやすい環境整備と、他の市町村の活用事例など、紹介などを通じて情報共有を進め、更なる被災者、市町村の取り組みを支

援すると報道がっております。

難しい点は多くあると思いますが、職員の皆さんで知恵を出し合い、被災者に寄り添った気持ちで対応していく姿勢を望みたいと思いますが、今後この復興基金を活用し、被災者への支援策の策定への取り組む姿勢を町長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、住宅再建、自立住宅再建に対する支援策ということでございまして、確かに前回の答弁ではですね、過去の答弁では、使い勝手が悪いという答弁をさせていただきました。現在も補助事業、あるいは起債事業、あるいは基本事業のかさ上げには活用できないなど、やっぱり制限があることはですね、現在も変わっておりません。そういう中で本町におきましては、平成29年度に町単独農用地と災害復旧工事に3,571万2,000円、備蓄倉庫進入路整備工事に350万円を活用、これは予算を計上させていただいて、お認めいただいておりますが、そのまま現在のところ繰り越しているというような状況でございます。

それから平成30年度に防災行政無線個別受信機の購入費216万円、被災者生活再建支援システム利用料51万9,000円など、そういったものを整備することによりまして、これ間接的に被災者の方々を支援するという事業に活用しているところでございます。

議員がおっしゃいましたが、県内それぞれの地域でですね、どういうことに取り組まれているかということは、県のほうからも活用状況ということで一覧としてですね、それぞれの自治体に配布をされております。ただ、その中身を見ますと、やはり直接的に被災された方々の再建に、直接的に補助をするというような項目はなかなか見受けられない、非常にそういう使い方は難しいというのが現状ではないかというふうに考えております。

なお、先ほどご質問の中にありました、例えば畳を購入する費用を支援するという、それは畳い草を主産地とされている自治体だというふうに思います。それに当てはめるなら、町内産の木材ではどうかというお話がありました。現在のところ美里町におきましては、県産材の木材をですね、使えば補助をするというような制度があります。ということは、既存の制度に乗せると、上乗せするというような形になりますので、これもなかなか使えないというような状況であります。

そういった意味におきましては、じゃあこれ今後使わなければですね、この基金条例をつくっておりますけれども、この期間中に使わなければ返還をしなければならないというようなことも出てくるのが予想されますので、それまでに、間接的に、あるいは直接的に何かできるようなことがあればというような思いです。

そのためには、ほかの自治体の事例等もちろんしっかり検討しなければなりま

せんが、何より被災者の方々、これから住まいを再建しようとしている方々にもう一度ですね、もう一度といいますか、しっかりと話を聞いて、何が足りないか、あるいは何かできることがないか、もちろんそういう要望が出てもすべてに対応できるということは一概には言えませんが、そういうところからヒントをですね、見出していければというふうに思うところでございます。

ただ、正直に申しましてこの基金、それぞれの自治体でですね、なかなか使い勝手がないということで行き詰まっている感は否めないのではないかなというふうに考えるところでございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） なかなか厳しいような使い勝手であるというのは本当に分かります。ただ、もう期間が来たなら戻すというようなことでは、本当に意味がなかった基金だなあということになりますので、県もある程度話をしながら、「ここまでは大丈夫ですよ」というような、やはり被災自治体の首長さんたちが統一した形で県に要望するなり、そういう動きも町長は必要ではないかなと考えております。

例えば、町では合併浄化槽の設置については、合併浄化槽については町が管理しておりますので、個人の財産にはならないわけではございますが、工事負担金は各家庭から10万円を負担金として徴収されるわけですが、仮にこういう少ない金額でも補助ができるならば、それはそれであったことに越したことはないんじゃないかなあと一人で考えておるところでございますけども、いずれにしても、何がしかの支援を首長さんあたり、一生懸命になって考えていっていただいて、そして早く、仮設住宅から自立した住まいの再建に向けたことを支援していかれることを、強く要望しておきたいと思っております。

次に、中学校の統合についての質問に入りたいと思います。

まず始めに、統合について反対の署名活動をされた、「中学校統合問題を考える会」が提出された署名と要望書について、町長は2月から3月で実施された地区座談会で、この内容については説明をされております。

この座談会には一部の町民の参加者であり、保護者の参加者も少なかったかと思っておりますので、この議会でこの署名活動に対しての町長の、どういうふうに受けておられるのかをお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 2校存続を希望するという1,200名余の署名が集まったことは、真摯に受け止めておりますし、これは一つの民意であるというふうに考えております。

答申が出たあとに、多くの方々から突然の発表で困惑をしている旨のご意見を伺

いました。その中には、そのご意見の中には、現在子育て中の保護者の意見も含まれておりましたし、また、署名者の中にも保護者の方々が含まれているという事実がございまして、説明と広報が不十分であったのではないかと、再度保護者説明会を開き、あわせて地区座談会を開催したところであります。

その際、様々なご意見をいただきました。しかし、その様々なご意見をいただきましたの中で、一貫して主張させていただいたのが、保護者や子育て中の方々、あるいは子どもたちの意見を最も尊重したいということでございます。

教育を受けている子どもたちと、その子どもたちに第一義的責任を担う保護者がどのようなお考えをお持ちか、あるいは、これから先美里町を引っ張っていく、これから先、美里町の先頭を走っていく今の子育て世代の方々、それと将来美里町を引っ張っていくであろう、引っ張ってってもらいたいその子どもたちが、これからの教育環境はどの方向性がいいのかと、そういった意見を聞き、その意見を最も尊重すべきではないかというふうに考えております。

そのような思いから、今定例会にアンケート調査を実施する予算を計上させていただいているところでございます。

繰り返しになりますが、2校を存続するという、2校存続を希望するという署名が1,200を超える方々の署名が集まったということは、真摯に受け止めなければならないことだというふうに考えております。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 署名で1,200以上の方がされているということで、もうそれは民意で受け止めるということでございます。

お話の中にもアンケートの話が出てまいりました。このアンケートを実施する予算も計上されておりますけれども、アンケートの中身、またそれを集計するような形、そういったことを外部に委託されるようなことを聞いておりますけれども、この外部に委託するような意味を教育長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

先ほど町長が答弁しましたことと少し重なる場所もございますけれども、町長は16回の住民座談会の中で、ずっと子育て中の保護者の意見を聞いた上で、今後の方向性を決定したいという発言をずっと続けてまいりました。

そこで教育委員会では、子育て中の親ということで小・中学生の保護者はもちろんでありますけれども、幼稚園・保育園、それから、まだ未就学の子どもたちの親からも意見を聞きたいということで考えているところです。また、保護者だけではなくて、子どもたちの意見も聞いてみたいというような要望もありますので、小学校

の4年から中学校3年生までも意見を聞いてみたいというふうに考えております。

なお、小学校4年から中学校3年まで幅がありますので、アンケートの内容についてはですね、質問の内容は少し工夫をしたいというふうに考えているところです。

それから、先ほどの質問ですけれども、公平及び公正を期すためにですね、外部委託を考えているところです。それから、アンケートを配りまして、回収をして、アンケートは1学期中にぜひ配布をしたいと思っております。8月回収をしまして、そしてその集計でございますけれども、いろんな意見がたくさんあると思いますので、なかなか事務局ではですね、事務局としての仕事もございますし、その集計につきましては外部委託をお願いをして、公平公正な集計結果が出るようにということで計画をしております。

集計結果が出ました折には、町民の方にもいろんな形でお知らせを広くしたいというふうに計画をしているところです。外部委託ということで、予算もかかりますけれども、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 説明に教育長ありましたが、内容については小学4年生とか、子ども向けだったら中学生まで幅が広いということで、ちょっと変えていきたいというような答弁でございましたが、内容については外部に委託するということではないのでしょうか。確認です。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

すべてを業者と言いますか、外部委託ではなくて、業者はこれまでの経緯等もまだよく分かってない点も多分あると思いますので、経緯は丁寧に説明をしまして、そして、聞き方、非常に作り方が難しいかもしれませんが、一つ一つ積み重ねながら丁寧に、委託した業者と作り上げていきたいというふうに思っているところです。書かれる際にですね、保護者の方が自分の意見を出しやすい形にもぜひしたいというふうに思っているところです。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） アンケートを配布されて、8月中に回収するような形で進めるというようなことでございましたが、集計ができましたならば、先ほど、答弁にもありましたが、町民の皆さんへ周知をされるという形になりますけれども、過去の事例をちょっと紹介しておきたいと思います。

中央小学校が、4校が1校になったときの経緯でございますけれども、そのときはまず、教育委員会が4小学校を一つの小学校にという提言をされてから始まってお

られるというような資料を見ております。

まず、この教育委員会がされたのは、調査としまして児童数の推移、他町村の実態、そして保護者の意見調査、子どもは含まれてなかったようですので、これが保護者向けのアンケートを実施されております。

その後に住民感情を取りまとめる形で、教育懇談会を実施をされております。これは各地区のPTAや住民も対象とし、実施されております。またそれに含めて、調整座談会ということを重ねて実施をされている状況でございます。

地域の声を十二分に聞くという姿勢が、この示しで分かると思います。統合に向けた中央小学校になるように、統合に前向きな環境整備を整えられて、手順を踏まれたというような形でございます。

今回のアンケートの調査は、再スタートになるのかならないのか、今後の教育委員会としての、統合に向けたこのアンケートを踏まえた中での流れをどう描いておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今度再スタートになるのかどうかというようなお話でありますけれども、平成25年にアンケート調査をいたしております。そのときから比べれば、例えばブロードバンドの環境であったり、いろいろ世の中も変わってきております。その中で答申が示されてある一定の方向性が出されました。

ここで大事なのは、じゃあ5年経ってそういう方向性が出された中で、保護者の方々がどういう考えでいらっしゃるのかというようなことでございます。

要は、今議員のほうから中央小学校の統合の昔の経緯の話もありましたけれども、例えば、保護者の方々がみんなもう統合したいと思ってるんだというような中でですね、話を進めていくのと、どう思ってるか分からない、どう考えてらっしゃるか分からない中で話を進めていくのでは、これはやり方が相当変わってくるというふうに考えております。

そういった意味では、今後進むのか、それとも一度立ち止まって考え直すのか、まあそういったこともいろいろ含めましてのアンケート調査だというふうに思っているところであります。

どういう結果が出るかっていうのは、これは誰にも分からないことでありますし、先ほど教育長からも答弁がありましたけれども、公平そして公正を保つためにもですね、第三者にしっかりとした、例えば誘導とかですね、絶対にないようなそういうアンケート調査をさせていただいて、本心を聞かせていただいて、今後の方向性を見定めていくというような形になるというふうに考えております。

そういった意味では再スタートになるのかとかそういうことではなくて、今後進

むべき道をはっきりさせるためのアンケートだ、というような位置付けではないだろうかというふうに考えます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 町長から答弁をいただきましたけども、このアンケートの結果次第で、本当に進むべき方向性が定まってくるのではないかなと、私も思っているところなんです。

中央小学校の統合のときには、もう「統合を皆さんでやっていきましょうよ」という後ろ盾のPTAとか、そういう組織がいくつかつくって、統合に進んでいかれたという経緯もございますので、PTAの声を、そして子育ての世代の声をしっかりと協議していただいて、この中学校の統合については、熟慮されていければというふうに思っておりますので、アンケートの結果をくまなく町民の方々にも示していただきますようお願いしたいと思います。

それでは3番目に、総合体育館の管理運営についてをお尋ねをいたします。

現在の総合体育館は、町の直営で運営をされております。平成28年3月議会において、執行部は指定管理での管理運営を議会に提案されたわけですが、議会が否決をされております。そして直営となったあと、熊本地震が起きて現在に至っている状況です。

町としましては、費用面や活動する状況などを踏まえて管理される団体を指定し、そして指定管理をしていくという形で、平成18年から2期10年間、総合体育館は総合管理制度を導入をされております。この4月の町議選の中でも、数名の方から、総合体育館は以前のように指定管理でされたほうが、費用面は安く上がるのではないかという声を聞いております。

この総合体育館の次年度、平成31年度は、どのような管理運営をされていくのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、平成28年度から町の直営となりましたので、町で非常勤職員を採用して管理運営を行っているところです。

今のところ、平成31年度も現在と同じように、町の直営の管理運営体制を行いたいというふうに考えております。

その、じゃあどうしてかと言う理由でありますけども、平成31年の4月、来年の4月から、もしさっきおっしゃったように指定管理に戻すとなると、遅くとも今年の12月議会で提案する必要がございます。9月議会で翌年度の予算を確保するということが前提になるわけですけども、9月から12月までの間にやるべきこと

が結構多ございまして、選定審議会の設立でありますとか、仕様書作成、それから公募の準備、公募期間の設定、そして公募が終わってからの審査会の実施、などで、最低計算しましたところ4カ月ほどかかるのではないかというふうに考えております。そういった期間が必要なわけでありまして、どうしても事務的な作業に不足するというふうに思われます。そのため、31年度からの指定管理はちょっと厳しいのではないかというふうにこちらでは考えているところです。

なおですね、平成32年度以降に指定管理ということを考えますと、31年度の当初予算に提案する必要がございますので、また条例の制定も必要となります。その場合には議会のご意見等もいただきながら、事務局で検討していきたいなあというふうに現在は思っているところです。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 教育長からはいろいろな理由で、31年度は現在同様の直営で行いたいということございまして。一つ質問をさせていただきたいと思いますが、平成27年度の期間は指定管理の制度でありましたので、そのときの収支の予算と、平成29年度、昨年までの収支予算の比較についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明を申し上げます。

総合体育館の収支状況につきまして、指定管理者制度の平成27年度の収支と、平成29年度の直営時のときの比較内容について、ご説明を申し上げます。なお、平成29年度の収支におきましては、町の監査が終わっておりませんので、速報値での参考の金額にてご説明を申し上げます。

まず収入におきましては、指定管理者制度で管理運営したほうがですね、600万円ほどの収入が見込まれます。この収入の比較には、平成27年度の指定管理料580万9,000円が含まれてございます。なお、収入の項目、内容につきましては、施設使用料、それから自動販売機使用料売り上げ料となっております。

続いて支出につきましては、指定管理者制度で管理運営したほうがですね、約140万円ほどの支出が抑えられるものと思われまます。

また、平成29年度の直営時の収支額と、平成27年度指定管理料を比較しますと、平成29年度の直営時のほうがですね、平成27年度より約170万円ほど多く支出しております。なお、支出の項目内容につきましても、人件費、それから需用費、役務費、委託費、使用料、賃借料となっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 差額を報告をしていただきましたが、指定管理と直営では、年間で170万円ほど金額の差が出るというような形でございますので、町民の目線、また我々の目線からしても、少ない費用で大きな効果を生むような形を取っていくのがベストだと、私は考えておるところでございます。

先ほど教育長は、32年度から指定管理ができるというようなことをおっしゃられましたが、ほかの施設、文化センターひびき、B&G、かじかあたりが平成32年度で指定期間の期限が満了されますけれども、仮に、32年度から総合体育館を指定管理にするような形になれば、1年で終わるのか、また違うような形、その次の5年も合わせた6年間で指定管理を設けるのか、そのところを確認をしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

もし、また指定管理に戻すというようなことになった場合でございますけれども、平成32年の4月から指定管理にしますと、ほかの施設は平成32年度までは5年間が続くわけでございますので、残り、その施設と合わせると残り1年間ということになります。1年間の指定管理というのはですね、やっぱり指定管理の趣旨、それから制度からして、あまりそぐわないのではないかというふうに思います。

なぜかと申しますと、やはり指定管理はその業者の創意工夫であるとか、効率的な運用によって成り立つものであると思いますので、1年間ではその部分はかなり難しいかなと思います。そこで1年ではなくて、ほかの施設とそろえるように、次が一緒になるように、6年間ということも考えられるかなというふうに思うところです。

そういったことにつきましては、制度の目的とか実情を勘案しまして、議会の皆さんのですね、ご意見あたりも伺いながら、町としては最良な運営手段、運営方法を考えていきたいなあというふうに、現在のところ思っているところです。

以上です。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 柔軟な対応で、32年度から6年間も可能であるというような答弁でございます。少しでも町の負担が生じない体制を整えられ、我々議会もその32年度に向けて議論を深まり、そして執行部と我々議会も同じ方向性を見いだせるような、そういうこともしていかなければならないと思っております。

少ない経費で最大限の効果を生むように、執行部も議会も、そのような姿勢を町民に見せていくべきだと思っておりますので、執行部におかれましても、我々議会

におきましても、一生懸命になって知恵を出し合っていきたいと思っております。

以上で、通告しておりました質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、濱田憲治君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了しました。

これで一般質問を終わります。以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会することに決定しました。

明日、14日木曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後1時43分

第 3 号

6 月 1 4 日 (木)

平成30年第2回美里町議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月14日（木）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 各常任委員会報告及び質疑
(1) 総務常任委員会委員長
(2) 経済建設常任委員会委員長
(3) 社会文教常任委員会委員長
- 日程第2 議案第42号 平成30年度美里町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第43号 平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第44号 平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第45号 平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 報告第1号 平成29年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第2号 平成29年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第3号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第12 議員派遣の件について
- 日程第13 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（12名）

1番 高田美千子君
3番 今田政行君
5番 上田孝君
7番 中川政司君
9番 上村則幸君
11番 濱田憲治君

2番 光井博幸君
4番 坂田竜義君
6番 松永正憲君
8番 吉田起登君
10番 福田秀憲君
12番 吉田美好君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長 上田泰弘君
教育長 吉永公力君
企画情報課長 下田幸輔君
住民課長 山田輝臣君
健康保険課長 松永栄作君
林務観光課長 高田浩幸君
水道衛生課長 北島浩徳君
学校教育課長 坂村浩君

副町長 上田隆信君
総務課長 吉住慎二君
税務課長 中嶋春彦君
福祉課長 中村武志君
経済課長 宮寄幸仁君
建設課長 長井寿浩君
会計課長 田上和則君
社会教育課長 中川幸生君

5. 事務局職員出席者

事務局長 倉田辰実君

書記 津田里美子君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（吉田美好君） おはようございます。本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（吉田美好君） 日程第 1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会委員長、今田政行君。

○総務常任委員会委員長（今田政行君） おはようございます。

総務常任委員会の報告を申し上げます。

去る 6 月 12 日、総務常任委員会を開催いたしましたので、その報告をいたします。出席者は執行部より吉住総務課長、下田企画情報課長、中嶋税務課長、田上会計課長、議会より濱田委員、吉田起登委員、松永委員、と私今田の出席のもとに、13 時より委員会室にて行いました。

まず、各課長より所管する平成 30 年度美里町一般会計補正予算（第 1 号）について説明があり、また事業等についての説明もありました。

内容的には、歳入歳出予算総額 71 億 8,570 万 1,000 円に増額したことや、地方債の限度額補正の説明があり、歳入では、災害復旧費国庫負担金、農林水産業費県補助金、災害復旧債の増額と財源調整のために、財政調整基金からの繰り入れをする旨の説明を受けました。歳出では、総務費の一般管理費で 4 月に行われました、職員の定期異動による給与・手当の組み替えが主であります。ほかに委託料として、訴訟弁護士委託料が計上してありました。前段で訴訟着手金として 54 万円と、今回、成功報酬として 108 万円の支払いがありました。民事訴訟法で、弁護士費用はお互いが支払うということになっている、という旨の説明がっております。

また、宇城広域連合負担金、総務費でありますけれども、が減額されている理由として、宇城広域連合の機構改革や人事異動によるものと説明がありました。

続きまして、美里町地域公共交通再編計画について、現状の公共交通である予約乗り合いタクシー、コミュニティバス、福祉バスを一元化し、美里バスとして各集落と地区拠点を結ぶ公共交通を新たに導入することの説明があり、調整座談会等で説明は行ってありますが、町民の方に十分ご理解いただいているかは疑問であります。いずれにしても、10 月 1 日の運行開始は決定をしておりますので、今一度、住民の方への利用手段・乗り方等々について十分な説明を行っていかねばならないと思ったことであります。

また、美里町産業連携協議会についての説明があり、官民一体となって地域の活

性化に取り組む組織で、観光部会・商品部会・民泊部会・情報発信部会を立ち上げ、美里町を楽しんでもらえるような旅行商品や、特産品の開発・テスト販売、また、民泊事業にも取り組み、その活動内容を町内外に情報発信されており、今後の活躍を願うところであります。

各課長からの説明、また質問も終了しましたので、14時に会議を閉じ、その後、現地視察に向かいました。

まず、4番議員の一般質問もありました、励徳小学校の桜伐採の現状を視察しました。担当課の同行も願わず、現地を見ただけでありますけども、一部を残し、ほとんどが伐採をしてありました。一般質問の答弁にもあっておりますので、詳しくは省略いたします。

その後、柏川の楠根草集落の水道が濁るということで現地を視察し、地元の方の話を伺いました。結論から言えば、集落の水道で、その管理も高齢で少人数のため、貯水槽の清掃が行き届かないようであり、今後、地元消防への協力要請ができないものかと検討を願うところであります。

その後、建設中の災害公営住宅の永富復興団地、堅志田復興団地の工事の進捗状況を視察をいたしました。双方とも基礎工事中でありましたが、建設常任委員会より視察されておりますので、詳しくはそちらのほうから報告があるものと思っております。

その後、15時30分に中央庁舎に帰庁し、15時40分に解散をいたしました。

以上、総務常任委員会の報告を終わりますけども、何か不足がありましたらば、委員さんの方の補足をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対します質疑は、申し合わせ事項により、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、上田孝君。

○経済建設常任委員会委員長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

経済建設常任委員会報告を行います。

去る6月12日午後1時より、経済建設常任委員会を行いましたので、報告いたします。出席者は委員会より、上村委員、吉田美好委員、光井委員、上田の4名、執行部より長井建設課長、宮寄経済課長、高田林務観光課長、社会文教常任委員会に出席後に、北島水道衛生課長も出席されております。

まず、平成30年度美里町一般会計補正予算書（第1号）の説明を受けました。

主なものとして、衛生費において、簡易水道施設整備補助金の増、商工費では、御坂遊歩道周辺整備工事の概要について、トイレ4カ所のうち、登り口手前と200段付近の2カ所で洋式化の工事を行い、900段付近のトイレは解体撤去し、1,700段付近のトイレはバイオトイレを男女2基ずつ、計4基を設置するとこのことでした。委員より、バイオトイレの維持管理について質問がありましたが、作業道沿いにならないため、修繕や掃除等で負担はあるが、当面は職員で対応するとのことでした。土木費においては、道路新設改良費の補償費が高額なのは、家屋移転2件分を含むためであるとのことでした。災害復旧費では、河川の氾濫で境界が確定できない箇所測量委託費や、物価上昇等による設計変更に対応するための補正が組まれているとのことでした。

関連して、平成28年度の農業用施設、農地の災害復旧工事の進捗状況については、地震・豪雨合わせて発注率で95.3%、竣工率で33.5%です。公共土木の災害復旧工事では、同じく地震・豪雨合わせて、発注率で99%、竣工率で63%のことです。

午後2時に説明を終わり、現地視察に向かいました。

まず、町道金木鶴越線の改良工事の現場に行きました。工事は終了しており、立派な道路が施工されておりました。

次に、同じ路線の萱野地内において、町道下の石垣がはらんでる箇所を視察しました。大型車両の通行が原因の可能性もあると思われるため、町として早急に対応を取るよう要望したところであります。また、大福橋付近の災害復旧工事箇所では、土砂の堆積により災害査定ができなかった部分があったということですが、現在土砂の撤去が終了しており、今後の協議結果次第では、工事の変更契約に至ると推測されるところの報告がありました。

次に、災害復興住宅の現場を視察しました。砥用地区中央地区ともに基礎工事がほぼ終わっており、順調に工事が進んでいるように見受けられました。10月の入居に間に合うよう、努力してほしいとの意見が出たところであります。

また、途中で今地区の県営圃場整備事業も、県道からではございますが視察して

おります。

午後4時に中央庁舎に戻り、委員会を閉会しております。

以上、報告を終わりますが、ほかの委員さんからの報告漏れがあれば、ほかの委員さんからの補足をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、坂田竜義君。

○社会文教常任委員会委員長（坂田竜義君） おはようございます。

社会文教常任委員会の活動報告を行います。

本定例会期中、12日の午後1時から、第二会議室におきまして福田委員、中川委員、高田委員、私、執行部からは吉永教育長、坂村学校教育課長、中川社会教育課長、松永健康保険課長、中村福祉課長、山田住民課長、また北島水道衛生課長は、途中で他の委員会に移動されましたが、の出席のもとに開催をいたしました。

はじめに、議案第42号、平成30年度美里町一般会計補正予算（第1号）その他水道関係特別会計について、それぞれ担当課長から詳細に説明がありました。

とりわけ教育委員会からは、中学校統合に関するアンケート調査関係、240万円の委託料、また中央小学校雨漏り対策、砥用小学校プールの漏水対策等について説明がありました。

福祉課からは、補正予算のほかに、美里町高齢者福祉計画、介護保険事業計画、これは平成30年から32年度ですけれども、について、概要版により「誰もがいきいきと暮らせるまち 美里」ってということで、その理念に基づいての説明が詳しくございました。更に障害者計画、これは平成30年度から平成35年度までの計画期間でございます。及び障害福祉計画、第5期計画、障害児福祉計画、第1期計画の「学ぶ・分かる・支え合う」という理念をはじめとした内容の詳しい説明がございました。

また、健康保険課からは、美里町健康増進計画、第2期保険事業実施計画、データヘルス計画ですけれども、それについて詳しく説明がございました。その後、教

育長から学校給食の現状報告があり、一応、委員会の会議室での会議は終了いたしました。その後、砥用中学校の周辺環境の現況を視察にまいりまして、概ね3時半に庁舎に帰着をいたし、解散をいたしました。

以上でございますが、各社文の委員の方の補充があればお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんから補足の説明はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会の報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第42号 平成30年度美里町一般会計補正予算（第1号）

○議長（吉田美好君） 日程第2、議案第42号、平成30年度美里町一般会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。補正予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。4番、坂田君。

○4番（坂田竜義君） 4番、坂田でございます。

この歳出の、総務費・総務管理費・一般管理費の委託料、訴訟弁護士委託料がですね、108万円計上してございますけども、その件についてお尋ねいたします。

ページはすみません、9ページです。9ページのですね、委託料一番下で13です。

一応これは、先日の裁判の関係でですね、その判決、平成30年4月9日に熊本地裁の判決が出ておりまして、その判決文によりますと、原告の請求をいずれも棄却する。2点目として訴訟費用は原告の負担とすると、こういうふうになっております。

まずお尋ねしたいのがですね、この弁護士費用っていうのは訴訟費用に含まれるかどうか、まずお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

先の、損害賠償等請求事件の判決によります、訴訟弁護士委託料についてのお尋ねかと思います。この訴訟弁護士委託料が、訴訟費用には含まれないのかというお尋ねでございますが、訴訟費用の範囲につきましては、民事訴訟費用等に関する法律第2条にその範囲というのが規定してございます。その第10項におきまして、弁護士費用で適用されるものの規定がございまして、適用できるものにつきましては、裁判所が選任を命じた場合ということのみの規定でございまして、それからもう一つが、最高裁の判例にもありますけれども、不法行為の被害者による提訴につきましては、弁護士費用をその損害として賠償請求できるという判例も出ているところでございます。

以上のことから、今回のケースにつきましては、このいずれにも該当しないということで、今回の補正予算に計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 今回、弁護士費用については、この判決にいう訴訟費用に入らないというようなことでございますけれども、一般的にその、すべてその訴訟費用、原告の負担だと出とるからですね、当然その被告の側の弁護士費用もですね、当然原告が負担するのじゃないかというふうにですね、一般的にそう思うわけですね。

ところが、そういう決まりだということでもありますので仕方がございませぬけれども、ただ一般的に、今度の場合はですね、いわゆる国家賠償法の適用ということで、国家賠償法ってのは、国または公共団体公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについてですね、故意または過失によって、違法に他人に損害を与えたとき、これを損害の責めに任ずると、この第1条にうたってございます。

それから、次の項には、重大な過失があった場合はですね、ここでいうのは自治体が公務員に対して求償権を有しますよと、こういう規定になっているわけです。

そこでその、今度の場合はですね、いわゆる議会の中での特別委員会の決定、辞職勧告決議に対しまして名誉毀損とか、慰謝料の請求とかそういうことでの事件でございまして、この役場の町職員がそういう事故・事件を起こしてですね、町が賠償するのとちょっと違いますよね、質がですね。

そういうことで、果たして議員は広い範疇の公務員になるかどうか調べてみましたらですね、一応ここにですね、出ております。一応、広い意味での議員もですね、特別職の非常勤の職員であると、一応そういう解釈になっておるところであります。

そういうことで、広い意味の公務員ということだから、国家賠償法の適用を受け

ますよとこういうことなんです、一応うちの町も規定をずっと調べてみましたが、ちょっと見つけることができませんでしたが、大阪府とかですね、政令市、鹿児島市とか長崎市とかにおきましては、規定がございまして、いわゆる求償権の問題ですね、求償権の問題で、いわゆる職員が重大な過失があった場合は、自治体として求償権があるということでそういう決まりがございしますが、求償権のいわゆる弁護士費用の負担に関してですね、大阪府とか長崎もそうですが、鹿児島市においてもですね、職員の職務上の損害賠償請求等にかかる弁護士費用の負担に関する規則というのができとるわけですね。うちの町にはそういう規則はありますか。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 今、ご指摘がありました規則については、規定をしておりません。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） うちにはないということですが、これは要するに、町が勝訴してですね、今度の場合と同じですが、勝訴して賠償金を相手に払わなくていい場合ですね、いい場合は、当然その、求償権もないわけですが、ただその、ここでののは弁護士費用についてはですね、勝とうが負けようが弁護士費用は払わにゃいかんわけですね。ですからその、勝った場合も弁護士費用について、本来「職員に負担を求めているですよ」という規則がつくってあるわけですよ。

それはいくつか決まりがあって、まず弁護士費用において誰かから寄附をもらったらもう出さん、あるいは今、公務員に対する責任賠償保険っていうのがあってですね、個人の賠償責任がある場合の保険制度っちゅうのがあつですね。そうした場合にそういった保険にかたつとる人で保険金をもらった場合はもう、うちから負担はしないよということで、いろいろ決まりがございます。

その中でもいくつかですね、やっぱりあの、いくつかの自治体によって基準がちょっと変わっておりますけども、勝訴した場合も重大な過失がなくても、弁護士費用については、その一部を職員に払ってもらいますよというところもあるわけですね。

ですからここでいうのは、うちでいうなら、今度の場合、職員がやったことじゃないですね、議会の決定に従って訴訟が起きました。

そうした場合に、それはその、広い意味での議会議員は職員ですから、そういう意味でその議会に対して求償権の一部を発動すると、そういったことは全く考えられないですかね。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

ただいま、求償権のお話がありました。国家賠償法第1条の第2項に規定がありますが、今ご指摘いただいておりますように、重大な過失があった場合という前提がございますので、今回のケースについては、そのように該当するものではないという認識をしております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） なぜそういう質問するかと言いますと、もしかしてですね、いわゆる住民監査請求とか出た場合にですね、どういう対応がされるかということですよ。だけん、一応その弁護士費用については、役場の職員、役場の職員がそういう加害者の立場にあって、問題が起きて、国家賠償法で賠償しました。勝訴したならせんでいいわけですよ。そうした場合はすけれど。ただ、一応今度は議会の決定について、法制度上、国家賠償法の適用ということで町が相手になって、訴訟の相手方になったわけですね。

そうした場合に住民からですね、なんでその、合計百五十何万、160万程度ですかね、108万と54万、これをなら、なんで町が払わないかんのっていうことで監査請求とか出た場合に、どう対応されるかなと思ったもんだから、その辺りはどうですかね。なってみないと分からんばってんが。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

住民監査請求が提出された場合ということでございますが、今回のケースでいいますと、国家賠償法の第1条第1項に基づき、美里町が被告となっているという点が1点、それから先ほど申し上げました、弁護士費用については、法令に基づいて適用外ということになりますので、住民監査請求が提出された場合は、このあたりを理由というふうにはなるのかなという認識はしております。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員ご指摘のその、この件なんです、だいぶこちらですね、一番いい方法といいますか、そういう監査請求があった場合、どうするかっていうのも踏まえて、いろいろ考えさせていただきましたし、弁護士の先生にも相談をしたところでございます。

ただ、これ裏を返せば、要は今後、何かあったら裁判を起こされると、裁判を起こされるたびに弁護士費用を払わなければいけないと、勝ったにしても負けたにしろですね。ということは、先ほどおっしゃいましたように、じゃあこういう場合はどうするかとか、そういった規定を設けるのかどうかを含めてですね、これは8番議員の今回の一般質問でもありましたけども、今回のことを教訓に、そういった

ことは、今後のためにも考えていく必要があるのではないのかなというふうに思っております。

ただ、今回の件に関しましては、国家賠償法のその性質上、例えば皆さんでっていうようなことも考えなかったわけではありませんけども、その法の解釈のもとで、町ですというような形にしたところでございます。

○4番（坂田竜義君） はい、分かりました。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。はい、5番、上田君。

○5番（上田 孝君） ただいま上程中の、議案第42号について質問いたします。

16ページの款9教育費、項1教育総務費の中で、13の委託料、先ほどから社会文教常任委員長報告とか、昨日の一般質問でもありましたが、アンケート調査業務委託料が、どうしても240万っていう金額がちょっと大きいように思えて、もう一回ちょっと、詳細にその辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） ご説明いたします。

議員がお尋ねの、中学校統合アンケート業務委託料240万円につきましては、調査の公平・公正を図るために外部委託を考えております。

業務内容としましては、調査票の作成、結果入力、自由回答のまとめ、集計・分析、それと概要版を含む報告書の作成、印刷等の業務委託を予定しております。

なお、アンケートの質問内容につきましては、これまで中学校統合に関する経緯等を業者と十分説明を行い、理解していただき、調査を行いたいと考えております。

また業務内容等で事務局で対応ができる分につきましては、事務局で行い、経費節減に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 最後に、業務内容等で事務局でできることはやるということで、節減に努めるということで、その辺のところを期待して、公平・公正なアンケートができることを希望して、質問を終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。6番、松永議員。

○6番（松永正憲君） 6番、松永です。16ページの道路新設改良費の中で、先ほど上田経済建設委員長が報告をされましたけれども、立木補償費の中で家屋補償ですか、2件あるということでございましたけれども、その路線ですかね、路線はこの路線でしょうか。

○議長（吉田美好君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

先ほどの説明の中、立木補償費の件でございますけれども、一つが名越谷線です。もう一つの路線が中郡線ということで、今計画をしております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 路線は分かったんですけど、その立木補償費っていうのが二百何十万ですか、ちょっと多いなと思ったもんだから、説明の中では2家屋の補償がありますということでしたので、その家屋はどこの路線でしょうかということです。

○議長（吉田美好君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

中郡線の家屋が1軒、名越谷線の家屋が1軒で、今2軒を計画しております。

○6番（松永正憲君） はい、分かりました。

○議長（吉田美好君） ほかに。10番、福田秀憲君。

○10番（福田秀憲君） 議案第42号について質問いたします。

まず、13ページになります。ここですね、水道施設整備費っていうことで簡易水道施設の整備の補助、これが80万出ておりますが、この場所はどこになるんでしょうか。教えていただければと思います。

○議長（吉田美好君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明申し上げます。

この80万につきましては、場所は予定ではなくてですね、当初80万円を計上しておりましたが、中郡地区の水道事業の老朽化に伴う貯水槽の交換と、漏水等に伴います、配水管の敷設替えを実施いたしましたので、79万7,000円の補助金を支出しております。今後の、水道敷設整備補助の申請に対応するための80万円としております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 次に備えてのということですね。はい、分かりました。

それと、15ページですけども、先ほど委員長からも報告がありました、昨日一般質問でもありましたけれども、御坂遊歩道の周辺整備の施設整備ということで、確か昨日のですね、一般質問の中では、3カ所を1カ所減らして2カ所にするというような話をお伺いしましたが、何か先ほどは、4カ所という話があったように思っておりますので、それと、中山宅の横のあそこの水道施設ですか、あそこを洋式化するというような話を昨日の質問でもお聞きしておりますが、はっきりしたところをちょっと教えていただければと思います。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） 今の説明をいたします。

トイレの改修はですね、全部で3カ所でございます。1カ所がですね、廃棄の解体廃棄になります。中山さん宅の横をですね、まず洋式化します。それと200段付近のを洋式化、900段付近のをですね、解体撤去、それから1,700段付近をですね、バイオトイレの男女2基ずつの4基に改修します。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） バイオ化というやつで一つ聞いておりますけど、1,700段のところですけれども、バイオ化するにしても、この水道の施設というのはいると思うんですが、その水道の施設あたりはどうなってるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） お答えします。

現在ですね、水道のほう、釈迦院のほうからですね、引っ張ってきております。もうかれこれ十数年経ちまして、かなり老朽化も目立ちます。職員がですね、度々詰まった状態で断水した場合ですね、清掃というのをやっております。

今回はですね、一応その1,700段の付近にタンクがございます。そこに一応溜めて、1,700と900段をですね、に給水を行っておりますが、今回撤去費用の中にですね、そのタンクのほうの撤去もですね、考えております。

今後、その1,700段付近についてはですね、ちょっと水がないという状況が今後続きます。

そのあたりの対応というのはですね、今後ですね、考えていかなければならないんですが、バイオトイレっていうのは通常水がいらない、必要がないところにですね、建設するということになりますので、その辺のほうはですね、考えておりません。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） バイオトイレであっても、その手洗いというのが必要ですので、そのあたりがちょっと心配になったので、質問をさせていただきました。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、ご心配の点はよく分かります。

基本的に手を洗うだけであれば、例えば昔、家の軒先に下げてあった、こうすれば水が出てくるとかいうのもあるわけでございます。簡易の、例えば水をためるよ

うなタンクみたいなのですね、設置をして本当に手を洗うだけ、飲み水とかではありませんというような形で、簡易なやつを、今後考えていく必要はあるのかもしれないというふうに思っております。

ただ、できれば下のほうのトイレをきれいに整備するわけありますので、もう本当に緊急の場合以外は下でしっかりと整えて、登っていただくというようなお願いをですね、やはりしていければなというふうに思っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） このあたりはですね、よく考えていただいて、対応していただければと思います。

次にですね、16ページ、一番下のほうに中学校統合アンケート調査業務委託料っていうのがあります。この点について質問をいたします。

昨日ですね、常任委員会のほうで説明を受けました。原則、本会議では常任委員会で説明を受けたのは質問をしないということが原則になっておりますけれども、町長にお尋ねをしておかなければいけないなと思って質問させていただきます。

このアンケート調査をされますけれども、その結果について、そのどういう取り扱いをされるのか、そのあたりのお考えがあればちょっと話を聞いておきたいなと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 昨日、11番議員の一般質問でもありましたが、やはり今の子育て中、あるいは保護者、それから子どもたち、それぞれこれから美里町で育っていくわけですし、美里町を引っ張っていただいて、まさにこの議論の当事者でありますので、そのアンケートで出てきた意見というのは、最大限に尊重する必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） その最大限に尊重するということですが、確かに集約されれば集計してから分析すれば、ちゃんとした結果が出てくると思うんですよね。それを尊重するというような考えでよろしいんでしょうか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、そういうことでございます。

例えばここですね、このまま統合に進んだほうがよいという結果が出るかもしれませんが、このまま2校でいいじゃないかと、要は議論のスタートのときから比べれば、環境もだいぶ変わったんでこのままでいいじゃないかと、いろんな、分かりませんが、結果が出るとします。その結果をですね、しっかりと尊重しなければいけないと思いますし、仮にどういう結果になったとしてもですね、元々

課題があつてこの話が出てきている、この話が盛り上がってきている話でありますので、どういう結果になつたとしてもその課題をクリアするような方向性というものを、しっかりと見出していかなければいけないんだろうというふうに考えています。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） はい。その集計して、その結果でだいぶ差が出ればいいんですけども、40、60とか45、55なんかなつたときにはですね、やっぱ判断が難しいと思うんですよね。

そのあたりはそれを加味して、町長が判断していくというような考えでよろしいってことです。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現時点でまだ分からない状況でありますので、現時点でこうだああだつていうのはなかなか言えませんけども、ただ、そういう非常に微妙な結果が出たらですね、出たでまた、その対応つていうものはですね、考えていかなければいけないだろうと思いますが、ここで仮定の話に関して、ああしますよこうしますよつていうのはちょっと、まだ今のところは控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） この統合問題がですね、やっぱりこうなんか、うまくみんなの納得を得られてスムーズにですね、話が決まるような形にしていいただければいいのかなと思っております。そのあたりはですね、よろしく。やっぱそれはもう町長の判断ですので、よろしくお願いしときます。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第2、議案第42号、平成30年度美里町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立でございます。

したがいまして、日程第2、議案第42号、平成30年度美里町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第43号 平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(吉田美好君) 日程第3、議案第43号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第3、議案第43号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがいまして、日程第3、議案第43号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第44号 平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(吉田美好君) 日程第4、議案第44号、平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第４、議案第４４号、平成３０年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第４、議案第４４号、平成３０年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第５ 議案第４５号 平成３０年度美里町生活排水特別会計補正予算（第１号）

○議長（吉田美好君） 日程第５、議案第４５号、平成３０年度美里町生活排水特別会計補正予算（第１号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第５、議案第４５号、平成３０年度美里町生活排水特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第５、議案第４５号、平成３０年度美里町生活排水特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開を１１時１０分とします。

—————○—————

休憩 午前１０時５１分

再開 午前１１時０９分

—————○—————

○議長（吉田美好君） では、再開します。

—————○—————

日程第 6 報告第 1 号 平成 29 年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（吉田美好君） 日程第 6、報告第 1 号、平成 29 年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 報告第 1 号につきまして、ご説明申し上げます。

平成 29 年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成 29 年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 12 日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開き願います。平成 29 年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。事業名、それから翌年度繰越額につきましては、合計の金額のみご説明申し上げます。

まず、民生費の児童福祉費につきましては、放課後児童クラブ施設整備事業の 1 事業、同じく災害救助費につきましては、被災住宅応急事業の 1 事業、次に農林水産業費の農業費につきましては、被災者向け経営体育成支援事業（震災分）、町単独土地改良事業の 2 事業、同じく林業費につきましては、林道早楠線開設事業の 1 事業、次に、土木費の土木管理費につきましては、熊本県住宅耐震化推進事業の 1 事業、同じく道路橋梁費につきましては、道路維持工事事業、道路維持関係の社会資本整備総合交付金事業。

次のページをお開き願います。町道改良事業、道路新設改良関係の社会資本整備総合交付金事業、狭あい道路整備と促進事業の社会資本整備総合交付金事業、道整備交付金事業、次のページをお開き願います。橋梁維持関係の社会資本整備総合交付金事業の 7 事業、同じく住宅費につきましては、災害公営住宅建設事業の 1 事業、次に、消防費の消防費につきましては、備蓄倉庫整備関連事業の 1 事業、次に、災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費につきましては、町単独農用地等災害復旧事業（H28 災害分）、農用地等災害復旧事業（H28 災害分）、農用地等災害復旧事業（H29 災害分）、林道施設災害復旧事業（H28 災害分）、林道施設災害復旧事業（H29 災害分）の 5 事業。

次のページをお開き願います。同じく、公共土木施設災害復旧費につきましては、宅地耐震化推進事業（拡充）、公共土木施設災害復旧費復旧事業（H28 災害分）、公共土木施設災害復旧事業（H28 災害分）、公共土木施設災害復旧事業（H29 災害分）の 4 事業、以上、合わせまして 24 事業、21 億 1,421 万 1,000

円を翌年度に繰り越すことといたしております。

以上で、報告第1号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、日程第6、報告第1号、平成29年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第7 報告第2号 平成29年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（吉田美好君） 日程第7、報告第2号、平成29年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について報告を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 報告第2号につきまして、ご説明申し上げます。

平成29年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

平成29年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書を、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年6月12日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開き願います。平成29年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。事故繰越の理由につきましては、それぞれの事業におきまして、作業員あるいは、資機材等が不足し事業が完了しないことから事故繰越を行うものでございます。

それでは、事業名、それから翌年度繰越額につきましては合計の金額のみ説明させていただきます。

まず、民生費の災害救助費につきましては、被災住宅応急事業の1事業、次に、農林水産業費の農業費につきましては、被災者向け経営体育成支援事業、町単独土地改良事業（豪雨分）の2事業、次に、土木費の道路橋梁費につきましては、町道維持工事事業、道路新設改良関係の社会資本整備総合交付金事業、橋梁維持関係の社会資本整備総合交付金事業の3事業。

次のページをお開き願います。災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費につきましては、農用地等災害復旧事業、林道施設災害復旧事業の2事業、同じく、公共土木施設災害復旧費につきましては、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、公共土木施設災害復旧事業の2事業、合わせまして10事業、6億4,975万8,736円を繰り越すことといたしております。

以上で、報告第2号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、日程第7、報告第2号、平成29年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第8 報告第3号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

○議長（吉田美好君） 日程第8、報告第3号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について報告を求めます。宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 報告第3号についての説明をさせていただきます。

報告第3号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「石段の郷中央」の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成30年6月12日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお願いいたします。今回提出しております書類の一覧でございます。

その次のページをお願いします。1ページと右下に記載をしているところでございます。有限会社「石段の郷中央」の監査結果報告です。本年3月末をもって第20期の決算が終わり、5月23日に監査が実施されたところです。

2ページをお願いします。貸借対照表でございます。まず、資産の部です。ローマ数字Ⅰの流動資産は5,448万5,203円と、前期より80万8,458円の減ですが、これはその下の、現金及び預金が前期より175万5,459円の減、及び棚卸し資産が92万4,413円の増となったことなどによるものです。

ローマ数字Ⅱの固定資産は、2,234万482円と、前期より1,098万3,208円の増となっています。内訳としまして、その下の有形固定資産が1,809万6,512円と、前期より831万2,038円の増で、これは建物の減価償却により、105万2,346円の減、車両の導入により88万9,848円の増、工具器具備品としてレジ精算用のポスシステムを導入したことで、876万3,413円の増となったことなどによるものです。

また、投資その他の資産は417万1,170円と、267万1,170円の増で、これは主に、中小企業基盤整備機構が実施する、倒産防止共済掛け金240万円の増によるものです。

次に、3ページをお願いします。上の段が負債の部ですが、これはローマ数字Ⅰの流動負債については2,861万8,135円と、777万6,721円の増で、これは買掛金が281万382円の増、未払い金が507万5,303円の増となったことによるものです。

その下の段、準資産の部です。資本金には変わりはなく、繰越利益剰余金のマイナスが223万8,029円減少した結果、3の利益剰余金が3,148万7,550円となり、純資産の合計は4,868万7,550円で、構成比は63%となっております。

第20期は、資産の部合計及び負債・純資産の部合計ともに、7,730万5,6

８５円となっております。

次に、４ページをお願いいたします。損益計算書です。ローマ数字Ⅰの売上高ですが、２億２,５６９万７,０９５円と、前期より６,８６３万１,０６２円の増となっておりますが、熊本地震等により落ち込んだ各売上高の持ち直しと、出荷協議会により運営していた農産物直売所を一貫経営としたことでその売り上げが加わり、販売手数料収入が５,９０４万２,７１３円の増となったことによるものです。ローマ数字Ⅱの売上原価は７,５３６万８,３８９円で、５,０８２万４,４１９円の増となっており、これも農産物直売所分の野菜等仕入れ高が４,７９２万５,５７３円となったことによるもので、売上高から売上原価を引いた売上総利益、これは１億５,０３２万８,７０６円と、前期より１,７８０万６,６４３円の増となっております。

その下、ローマ数字Ⅲの販売費及び一般管理費は、１億５,５８２万６,９９３円となっておりますが、その内訳は、次の５ページをご覧ください。

販売費及び一般管理費は、前期より２,５１０万４,９９６円増加しておりますが、その主な要因としましては、販売員給料が４,１７７万７,３８５円で３６６万９,２５３円の増、役員報酬が２１０万円の増で、これは、代表取締役の給料となっております。水道光熱費が３,１７３万７,０４３円で、６１６万８,６８２円の増、備品・消耗品費が１,３８１万２６２円で、２８９万３,８４６円の増となっております。

なお、寄附金につきましては、町への寄附金２５０万円が含まれております。

１ページ戻っていただきまして、再度４ページをご覧ください。先ほどの売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いたものが営業利益で、マイナスの５４９万８,２８７円となっております。この営業利益にローマ数字Ⅳの営業外収益８１４万３,５１７円を加え、ローマ数字Ⅴの営業外費用１９万４,９０１円を差し引いたものが、中ほどにあります経常利益２４５万３２９円となります。

なお、営業外収益には出荷協議会から、運営受入金３７４万８,４９２円が雑収入として含まれているところです。

この計上利益からローマ数字Ⅶの特別損失を引き、下から２段目の法人税及び住民税を差し引いたものが一番下の当期純利益で、当期は２２３万８,０２９円の黒字となっています。

次に、６ページをお願いします。宿泊施設への宿泊者及び入館者の推移です。宿泊者は７,６４７人で、前期より２１１人の増、入館者は９７０人で１１０人の増となっています。

７ページをお願いします。こちらは開業しました平成１０年度からの入館者の推移となっており、平成２９年度は、総計の１９万３９２人となっています。前年よ

り1万1,452人の増となっておりますが、前年が熊本地震等の影響で入館者の落ち込みがあり、それを回復したことが原因と思われます。

次に、8ページをお願いします。これは過去3期実績と、同業種公衆浴場業15件の黒字企業平均値等を比べた3期比較財務諸表となっております。

上段枠の純資産及び中断枠の売上総利益等を比べていただきますと、順調な伸びとなっているところでございます。

次の9ページをお願いします。こちらでも過去3期実績と同業種公衆浴場15件の黒字企業平均値等を比べました、3期比較経営分析表となっております。詳しい説明は省略させていただきます。

以上で、経営状況報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、日程第8、報告第3号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第 9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第9、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び、日程第10、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての2案件を議題とします。

皆さんにお諮りします。

諮問第1号及び諮問第2号の2案件を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号及び諮問第2号の2案件を一括して議題とすることに決定しました。

それでは、諮問第1号及び諮問第2号の2案件を一括して議題といたします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、諮問第1号につきまして、まずご説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 熊本県下益城郡美里町三加 1 6 6 2 番地

氏 名 緒 方 保 信

生年月日 昭和 2 6 年 6 月 1 1 日生

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める必要があるため提案するものでございます。

緒方委員につきましては、平成 3 0 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となりますが、引き続き、人権思想の普及・啓発にご尽力をいただきたいということで、ご提案申し上げます。

よろしく願いを申し上げます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

諮問第 2 号でございます。

諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 熊本県下益城郡美里町安部 4 8 6 番地

氏 名 篠 原 敦 子

生年月日 昭和 2 3 年 4 月 3 日生

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める必要があるため提案するものでございます。

篠原委員につきましては、平成 3 0 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となりますが、引き続き、人権思想の普及・啓発にご尽力をいただきたいということでご提案申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

皆さんにお諮りします。討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認め、討論は省略します。

はじめに、諮問第1号についてお諮りします。

緒方保信さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

よって諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、緒方保信さんを適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号についてお諮りします。

篠原敦子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

よって日程第10、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、篠原敦子さんを適任とすることに決定いたしました。

—————○—————

日程第11 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（吉田美好君） 日程第11、発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。4番、坂田竜義君。

○4番（坂田竜義君） 提案いたします。

発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり美里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年6月12日提出

提出者 美里町議会議員 坂田竜義

賛成者 美里町議会議員 濱田憲治

美里町議会議長 吉田美好様

提案理由でございます。

2018年度の地方財政見通しについては、歳入歳出規模は前年度比0.3%増の86兆9,000億円となりました。一般財源総額は、62兆1,159億円、前年比0.1%増となり、前年を上回る水準を確保しております。地方交付税は、地方税の増収見込みを受けて2.0%減の16兆85億円、臨時財政対策債は1.5%減の3兆9,865億円となりました。総務省が2017年8月に公表した地方財政収支の仮試算で、交付税は約4,000億円減り、臨財債は約5,000億円増えると見込んでいましたが、交付税の減額を抑え、臨財債は2年ぶりに減少に転じました。この結果、地方交付税をはじめ、自治体が自由に用途を決められる一般財源

総額は、前年度を上回る水準を確保したことは、一定の評価ができます。

一方で、2019年度以降の地方一般財源総額については、6月に作成される予定の政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2018」、いわゆる骨太方針ですが、それで方向性が示され徹底される見込みであることから、必要な一般財源総額を確保するため、地方交付税率の引き上げや財政保障のあり方などについて、地方6団体などと連携して、省庁・国会対策を進める必要があります。また、財務省は自治体の基金の残高の増加を口実に地方財政余裕論を展開し、地方交付税の削減を求めていましたが、2018年度の交付税総額には影響していません。しかし、財務省は引き続き、基金残高と交付税の削減をリンクさせてくると想定されますので、引き続きの対策は必要となります。

このことから、国に対し別紙意見書の提出を提案するものであります。

内容は以上です。

○議長（吉田美好君） はい、意見書（案）については議会事務局長に朗読をさせます。
議会事務局長。

○事務局長（倉田辰実君） それでは、次のページをお開き願いたいと思います。

それでは読み上げます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護など社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や、マイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともにこれに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や公的サービスの産業化など、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に「トップランナー方式」の導入は民間委託を前提とした、地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として、不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2019年度政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指す必要があります。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども、子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と、人材を確保するための社会保障予算の確保、及び地方財政措置を的確に行うこと。

次のページをお開き願います。

3、地方交付税における、「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模、事業規模の差異、各自治体における検討経過や、民間産業の展開の度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4、災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や、緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な機関の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・人口急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6、地方交付税の財源保証機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 年 月 日

熊本県美里町議会議長 吉 田 美 好

内閣総理大臣 安倍晋三 様
内閣官房長官 菅 義偉 様
総務大臣 野田聖子 様
財務大臣 麻生太郎 様
内閣府特命担当大臣 茂木敏充 様
経済産業大臣 世耕弘成 様
地方創生担当大臣 梶山弘志 様
以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

日程第１１、発議第１号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

よって、日程第１１、発議第１号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定されました。

のちほど送付をしたいと思います。

—————○—————

日程第１２ 議員派遣の件について

○議長（吉田美好君） 日程第１２、議員派遣の件についてを議題とします。

皆さんにお諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定をしました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

-----○-----

日程第１３ 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第１４ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（吉田美好君） 日程第１３、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第１４、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

よって、日程第１３及び日程第１４を一括して議題とすることに決定いたしました。

日程第１３及び日程第１４を一括して議題といたします。

皆さんにお諮りします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第８条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 一言ご挨拶を申し上げます。

改選後初の定例会でございました。皆さまには大変お疲れさまでございました。

また、提案させていただきましたすべての議案につきまして、可決をしていただきましたことに、この場をお借りしまして、御礼を申し上げたいというふうに思い

ます。

これからいよいよ、梅雨も本格化してくるんじゃないかと思います。まだ災害はですね、今年は起こっておりませんが、今回の一般質問等がありましたとおり、まだまだ復旧も途中でございまして、そこにまた、仮に大雨がきたらまたどうなるものかと非常に心配をしているところでございます。災害が起きないように、ただただ念じるところではありますけども、どうか皆さまにおかれまして、それぞれの地域で災害に備えた、いろいろと区長さん等とも打ち合わせをしていただければというふうに思うところでございます。

いずれにしましても、これから今回もいろいろとまだ課題が見えたところでございます。どうぞこれからも、町の発展のためにご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

大変お疲れさまでございました。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成30年第2回美里町議会議定例会を閉会いたします。

—————○—————

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
平 成 30 年 第 2 回 定 例 会

平成30年6月発行

発行人 美里町議会議長 吉 田 美 好
編集人 美里町議会事務局長 倉 田 辰 実
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電 話 (0964) 46-2111